

# 学制期諸県に及んだ静岡藩小学校の影響

Influence of Shizuoka-Han Elementary Schools on Prefectures in the Gakusei Period  
HICUOH Takehiko

樋口雄彦

はじめに

明治五年（一八七二）八月の学制施行は、明治政府が全国画一の教育制度を実現すべく本格的に踏み出した第一歩であった。とはいえ、いまだ封建時代の名残が根強かった当時、すべてが一斉に進むはずはなく、全国各地で疎らな状態が現出した。開設が急がれた小学校の規則類の場合も決して一様ではなく、文部省や師範学校が示した基準によりながらも、細部においては府県によってバラバラなものが制定されていた。

そのような中、明治元年一二月制定の「徳川家兵学校附属小学校掟書」もしくは三年正月制定の「静岡藩小学校掟書」にそっくりな条文を持つ規則を作成した諸県があったことが先学によって指摘されている。鹿児島県、宮崎県、印旛県、熊谷県がそれである。同様の事例を若干追加するとともに、そのような現象が引き起こされたいきさつを可能な限り明らかにすることが本稿の目的である。先学は、「何れも人を沼津に送ってその教育方式を熱心に学びとったためであろう」とされたが、本稿の

後述部分で明らかになるようにその説明は正確さに欠ける。先取りして言ってしまうと、正しくは、静岡県士族、すなわち沼津兵学校出身者を中心とする静岡藩士が廃藩に前後して当該地域に教師・官吏として赴任したことに原因が求められるのである。

廃藩前の段階で静岡藩が、他藩からの留学生、他藩への御貸人を通じて与えた教育制度・教育内容面での影響については、すでに先学や筆者自身が論及しているところである<sup>1)</sup>。しかし、同様の影響が廃藩後、学制期にまで及んだことについては、鹿児島県、都城県、宮崎県の例が教育史の研究書や自治体史において言及されているものの、個々での取り上げられ方にとどまり、全国的広がりの様相や影響の全体像については必ずしも明確になっていない。

御貸人や留学生の検討は、藩対藩の関わりにおいて静岡藩の教育・文化面での影響力を明らかにすることにつながったが、本稿が取り上げる廃藩置県後の段階では、中央政府への影響力・浸透度という、別の要素が強く押し出される。たとえば、西周・津田真道らの最高知識人が明治

政府に入り、政策面でどのような力を発揮したのか、あるいは軍人・官僚・技術者などとして中央省庁に進出した旧幕臣の量的な把握といったことである。

しかし、本稿があえて問題としたのは、地方（静岡）から中央（東京）へという方向ではなく、地方（静岡）から地方（他県）へという別方向に表れた影響のほうである。徳川幕府から明治政府への政策継承、遺産譲渡は、たった一つのルートを通じてなされたわけではなく、静岡藩という一地方政権となった旧幕府からは複雑化されたルートが延びていたと言える。「静岡藩小学校掟書」と学制期諸県との関係からは、そのことがよく見えてくるはずである。

#### 一 静岡藩小学校掟書に由来する諸県小学校規則

まずは、表1を見てもらいたい。これは、「静岡藩小学校掟書」（明治三年正月）<sup>(3)</sup>とその影響を受けた、印旛県「小学校掟書」（明治六年一月）<sup>(4)</sup>、「熊谷県管内小学校掟書」（明治六年一〇月）<sup>(5)</sup>、宮崎県「小学校規則」（明治六年九月二日）<sup>(6)</sup>、「高鍋小学規則」（明治六年）<sup>(7)</sup>、川南学校規則（明治五、六年頃、美々津県）<sup>(8)</sup>、茨城県「小学校設立規則」（明治六年）<sup>(9)</sup>、名東県「学長心得」「教官心得」（明治六年二月七日）<sup>(10)</sup>の条文を並べ、比較できるようにしたものである。内容がほぼ一致する条文のみを並列させたためもあるが、一字一句違わぬ文章も少なくなく、他県の小学校規則が静岡藩のそれに倣ったものであることは一目瞭然である。中でも印旛・熊谷・宮崎の三県については、すでに先学が指摘している通りである。<sup>(1)</sup>

比べてみる両者の間には、廃藩置県という大きな変革があったわけ

あり、明治新政府が強力に推進する集権化により古い時代の施政は断たれ、有形か無形かを問わず旧藩の影響力は急速に失われていくことになる。そのような情勢の中で、消滅したはずの藩の学校制度が、新たに生まれた県、それも全く別地域の県に伝播したというのは何とも摩訶不思議な現象である。

次節以下で述べるように、その理由としては、①元静岡藩士が赴任先の県で教育行政を担ったため、②廃藩前に行われた藩同士の交流の余韻が残ったため、という二つが挙げられる。そのことを説明する前に、これらの県では「静岡藩小学校掟書」の何を採用し、何を捨てたのか、まずは条文そのものについて比較検討しておきたい。

「静岡藩小学校掟書」とは、静岡藩の陸軍士官学校たる沼津兵学校が明治元年（一八六八）一二月に制定した「徳川家兵学校附属小学校掟書」にわずかな修正を加え、沼津以外の藩内各地に設置されていた藩立小学校の共通規則として作成されたものである。表1に掲げた三年正月版のほか、それをさらに手直した修正版（三年七、九月頃）が存在する。すなわち、兵学校附属小学校のものを含めれば、主として三種の版があるわけだが、他県の規則と比較する上で違いはないので、あえて表1では三年正月版を提示することとした。

#### 「静岡藩小学校掟書」の表紙と冒頭部分 （沼津市明治史料館所蔵）

表1 静岡藩小学校掟書の影響を受けた諸県小学校規則類

静岡藩小学校掟書 明治3年1月	(伊藤県)小学校掟書 明治6年1月	熊谷県管内小学校掟書 明治6年10月	(宮崎県)小学規則 明治6年9月2日	高鍋小学規則 明治6年	川南学校規則 明治5～6年頃	(茨城県)小学校設立規則 明治6年	(名東県)学長心得・教官心得 明治6年2月7日
小学生之事	小学生之事	小学生ノ事	小学生之事	生徒之事			
第一条 小学校之儀者最寄住居士族之向并最寄在方町方有志之者共通稽古之為御設有之候事	第一章 小学校ハ教育ノ階梯ニシテ人民一般必ス学ハスンハアル可カラサルモノトス依テ各区ハ設ケラル、ナリ	第一章 小学校ハ教育ノ階梯ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス依テ各区ヘ設ケラル、ナリ	第一章 小学村落女児校之儀者最寄住居之之子弟教育之為メ設有之候事 但小学課目卒業ノ者ハ中学校へ進スル事	第一章 当学ノ儀ハ第二十三区第二十四区士民教育ノ為メ朝令ニ基キ相設候事	一 川南学校を以小学校とし、上田島、都於郡、三納、富田、新田、三財、妻方、七ヶ所へ出張学校を設け、最寄子弟教育之場と相定候事		
第二条 童子七八歳ニ而素読手習いたし候様相成候者其父若父無之ものハ兄又者後見人またハ母親ニ而も小学校頭取江別紙案文之通願短冊三枚ツ、差出シ入門相願童生ニ相成候事 但右願短冊之内式枚者小学校頭取より正月七月二季ニ取括静岡沼津両学校掛江差出一枚者其小学校控たるへき事	第二章 童子六歳ニ至ルモノハ其父若シ父ナキ者ハ兄カ又ハ後見人又ハ母親ニテモ小学校教授方ヘ左ノ雛形ノ通願短冊三枚ツ、差出シ入学相願小学生トナルヘシ 但願短冊ノ内二枚ハ小学校教授方ヨリ月末ニ取括学区取締ヘ差出一枚ハ其小学〔校アリ〕ヘ留置ヘシ学区取締ハ一枚ヲ本県学務掛ヘ差出シ一枚ハ控置ヘシ (書式省略)	第二章 童子六歳ニ至ルモノハ其父若父ナキモノハ兄カ又ハ後見人又ハ母親ニテモ小学校教授方ヘ左ノ雛形ノ通願短冊三枚ツ、差出シ入学相願小学生トナルベシ 但願短冊ノ内二枚ハ小学校教授方ヨリ月末ニ取括学区取締ヘ差出一枚ハ其小学ヘ留置ヘシ (書式省略)	第二章 六歳以上相成候者ハ、其父、若父無之者ハ兄或ハ近親之者ヨリ教長江、第一号表式之通願書三枚宛差出入門相願可申事 但右願書二枚小学教長ヨリ一月、七月取括り学区取締江差出し、一枚ハ其小学校控たるヘキ事	第二章 士民ノ子弟九六歳(誕生月ヨリカゾヘ)以上相成候者ハ其父兄或ハ近親五人組ノ中ヨリ当区戸長ヘ第一案文ノ通り願書三枚ツツ指出シ入学相願ヒ可申事 但右願書二枚ハ戸長正月七月取締メ大区一等副長□□	一 士族、卒子弟八歳以上之ものハ、其父、若父無之者ハ、兄或ハ近親之者より其区戸長ヘ相附届出入学可致事 但七歳未満のものといへども入学致度ものハ年輪に拘はらず可届出事		
第三条 十八歳以下之者ハ小学生ト相唱ヘ十九才以上之もの者小学員外生ト相唱可申事	第三章 十三歳以下ハ小学生ト称シ十四歳以上ハ小学員外生ト呼フヘシ	第三章 十三歳以下ハ小学生ト称シ十四歳以上ハ小学員外生ト呼フヘシ	第四章 十三歳已下之者ハ小学生ト相唱ヘ、十四歳已上之者ハ小学員外生ト相唱ヘ可申事	第三章 九十三歳以下ノ者ハ小学生ト相唱ヘ九十四歳以上ノ者ハ小学員外生ト相唱ヘ可申事			
第六条 各所小学校修業人之儀自然居住替致し候節ハ是迄罷出居候小学校頭取より之送状持参候へ者移住先之小学校江入門之節別段入門料差出ニ不及候事						第十六条 各所小学生徒其居住ノ都合ニヨリ他ノ小学ヘ転学候共学区取締ノ送状持参候得ハ別段束脩不及候コト	一 生徒居住転移之節其地方学校ヘ先ニハ送状相渡其段学区取締ヘ申出ヘキ事
第七条 小学修業ハ年限無之事尤学校資業生入相願候ものハ十八歳限之事	第四章 小学修業ハ年期ナシト雖トモ童子六歳ヨリ十三歳迄ニ卒業スルヲ定限トス	第四章 小学修業ハ年期ナシト雖トモ童子六歳ヨリ十三歳マテニ卒業スルヲ定限トス					
第八条 机書籍筆紙墨硯等ハ自分入用之事 但十八史略以上之書籍ハ殊ニ寄候ハ、場所限り貸渡しニも相成且又紙筆等者払渡ニも相成候分有之候間払下ケ相願候とも勝手次第之事			第六章 机、書籍、筆墨紙、硯等者自分用意之事 但書籍者事ニ依り候ハ、場所限り貸渡しニモ相成候事	第五章 机書籍筆硯墨紙并自席敷物等ハ持参ノ事 但書籍ハ当学所蔵学内限貸渡し儀モ可有之事			
第九条 貧窮之筋申立別段願書差出候者ハ右入用品等総而貸渡しニ相成候儀も有之其節ハ右小学生掃除番并居残之役等相心得可申事			第七章 貧窮之筋申立別段願書差出シ候者ハ、学区取締開届之上右入用品等惣而貸渡可相成事	第六章 貧窮ノ筋申立別段願書差出シ候者ハ右入用品等総テ貸渡ニモ可相成尤左右等ノ者ヘハ臨時事務掛ヨリ俗務致サセ候儀モ可有之事			

第十条 総而修業人出入進退者小学校頭取初教授方之差因ニ随ひ行儀正敷騒々敷儀無之様可致事	第五章 小学生出入進退ハ小学校教授方ノ指令ニ從ヒ行儀正敷スヘシ若シ怠惰乱暴ノ所業又ハ師命ヲ奉セサル事アルトキハ居残掃除兩役或ハ賤役等逃ルヘカラス	第五章 小学生出入進退ハ小学校教授方ノ指令ニ從ヒ行儀正敷スヘシ若シ怠惰乱暴ノ所業又ハ師命ヲ奉セサルコトアルトキハ拘留又ハ掃除番等ノ過怠アルヘシ	第八章 小学生、員外生出入進退者、教長始教官之差因ニ從ヒ行儀正敷可有之事		一 生徒出入進退等教授之差因ニ随ひ行儀正敷騒々敷儀無之様可致事		
第十一条 若シ怠惰乱暴ノ所業又者師命を奉せざる事有之候節者居残り禁足或者罰格之賤役等不可逃事			第十章 若シ怠惰乱暴ノ所業又ハ師命ヲ不奉事有之候節者、黙坐數時間或ハ罰格之賤役等申付候事	第九章 怠惰乱暴ノ所業又ハ師命ヲ奉セザル事有之之節ハ黙座或ハ罰格ノ賤役等申付候事	一 怠惰乱暴ノ所業又者師命を奉せざる事有之候節ハ黙座返校等相当之罰申付候事		
第十二条 総而童生怠惰不行儀等之儀者其責父兄ニカ、リ候儀ニ付願短冊差出候者精々折檻等相加へ候儀勿論之事	第六章 小学生ノ怠惰不行儀ハ其責願人ニ及フ因テ願人ハ精々折檻ヲ加フルハ言ヲ待タス	第六章 小学生ノ怠惰不行儀ハ其責願人ニ及フ因テ願人ハ精々折檻等ヲ加フルハ言ヲ待タス					
第十三条 小学校内ニ而貸渡之書籍器械等取扱不宜ヨリ破損ニ及候節ハ其破損ノ大小ニ準シ小学校頭取ヨリ償申付候間右之段其父兄ヨリ兼而厚く可申置事	第七章 小学校内ノ諸器ヲシテ取扱ノ宜シカラサルヨリ破損スル者ハ其破損ノ大小ニ準シ償金ヲ出スモノトス其旨ハ願人ヨリ予テ示シ置ヘシ	第七章 小学校内ノ諸器ヲシテ取扱ノ宜シカラサルヨリ破損スルモノハ其破損ノ大小ニ準シ償金ヲ出スモノトス其旨ハ願人ヨリ予テ示シ置ヘシ	第十二章 小学校内ニテ貸渡之書籍器械等取扱不宜ヨリ破損ニ及候節者、其破損ノ大小ニ応シ教長ヨリ償申付候間、右之段其父兄ヨリ兼テ可申置事	(第九章続き)小学内ニテ貸渡シノ書籍器械等取扱ヒ不宜ヨリ破損ニ及ビ候節ハ其大小ニ応ジ償ヒ申付候間右ノ段其父兄等ヨリ兼テ申聞ケ置クベキ事 但シ戸障子等不行儀ヨリ破損ニ及ビ候節モ同断ノ事			
第十四条 総而小学生之内ニ而歳之長幼入学之早晚等ニ随ひ小学生世話掛并順番行事等申付候ハ小学校頭取之權有之其撰ニ当リ其順ニ廻リ候者異儀なく師命を奉し可申事			第十四章 教長ヨリ小学生、員外生之内ニ而平日之行状、學術之進方ニヨリ助教等申付候間、其撰ニ当リ候者ハ異議ナク師命ヲ可奉事				一 生徒中ヨリ諸科世話掛ヲ命スル事但定員ヲ過ル時ハ学校掛之差因可相受事
学課之事		第八章 学課ノ事 小学ノ課程左ノ通 (以下略)	学課之事	学業之事			
第十五条 小学之課程者左之通 (表略 初級・一級～三級)	第八章 小学ノ課程左ノ通 (以下略)		第十六章 (学科表略 八級～一級)	第十四章 小学ノ課業ハ左ノ通 但分書籍揃ヒ兼候ニ付専ラ文部省御規則ノ通り授業致シ難ク進テ書籍調次第相改候事 (学科表略 級前・初級・一級～三級)	(学科表略 初級・一級～三級)		
第十八条 体操者休日を除く之外日々一小時演習いたし身体之強壯を養ヒ可申講釈聴聞ハ日曜日朝毎ニ出席致し徳義之方向を弁候様可致此両科ハ必らず校内ニ而修業可致水練者毎夏土用中稽古可致右者別ニ規則書有之候事			第十八章 体操者日々三時間演習致シ身体之強壯ヲ養ヒ可申事 講釈ハ土曜日午後三時ヨリ四時マテ教官ヨリ相勤ム 但勸善訓蒙万国公法等	(第十八章続き) 体術ハ日々一時間演習致シ身体ノ強壯ヲ養ヒ可申事 但土曜日講釈聴聞ノ時間ハ休業ノ事	一 講釈者毎月二次午前八時より出席聴聞可致候事		
			第十九章 水泳者毎年暑中稽古可致候事	第十九章 講釈ハ土曜日午後三時ヨリ四時迄ノ間聴聞致シ徳義ノ方向ヲ弁ジ候様可致事(以下略)			
			第十九章 水泳者毎年暑中稽古可致候事	第二十章 水泳ハ毎年大暑中稽古致スべく右規則ハ追テ一定可致事			

第十九条 読書手習算術之 三課ハ若其父兄自宅ニ而授 業致し度旨相願候欤又者漢 人之法帖名家之墨帖等為学 度相願候時ハ相許可申ニ付 右之子細願短冊中江書込可 申事					一 手習ハ其父兄自宅ニ而 教授致度情願有之歟又者漢 人之法帖名家之墨帖等為学 度向ハ右之子細入学届の節 可申出事 但試業之義ハ学 校ニ而相受候儀勿論之事		
第二十条 自宅ニ而稽古致 し候連後年ニ至文武学校入 相願試業請候節右ニ托し小 学課表中之定課を否ミ候儀 不相成事尤小学試業之節ハ 字様之雅俗を不論只字画之 正否と公私用文試題之内ニ 而文意貫徹とを主ニいたし 候事			第十七章 習字者只書体雅 俗ヲ不論深ク字画之正否ヲ 吟味スヘシ、左候而公服用 文試題等専ラ文意貫通ヲ主 トスヘキ事	第十八章 習字ハ教授ヨリ 指図致シ候得トモ清書ハ兼 テ頼ミ置候指南人ノ正シヲ 請ケ可申尤試業ノ節ハ字様 ノ雅俗ヲ論ゼズ只字尽ノ正 否ト公服用文試題ノ内ニテ 文意貫通ヲ主ト致候事			
	第九章 教則ノ事	第九章 教則ノ事					
休業之事							
第廿一条 定式之休業者左 之通 日曜日 五節句 七 月十三日より十六日まで 十二月廿一日より正月七日 まで 四月十七日 八朔 主上御誕生日九月廿二日 鎮守祭礼 二月初午 夏土 用中	第十章 休業ノ事 定式ノ 休業左ノ通 日曜日 神宮 遙拜 神武天皇御即位日 神武天皇御祭日 孝明天皇 御祭日 天長節 大祓 十二月二十五日ヨリ一月七 日迄 鎮守祭礼 七月一日 ヨリ同月三十一日迄	第十章 休業ノ事 定式ノ 休 一六ノ日 十二月 二十五日ヨリ一月七日迄 孝明天皇 御祭日 紀元節 神武天皇 御祭日 神嘗 祭 天長節 新嘗祭 臨時 ノ休 鎮守祭礼 農業ノ時 節三十日間 但養蚕又ハ秋 入ノ節ノ如キ最モ農事緊要 ノ時節其学校所在ノ地方ニ 依リ閉校ノ時宜ヲ予定シ子 弟ヲシテ其業ヲ習学セシム 最休校ノ時節ハ学区取締ヲ 經テ県庁へ届ケ置クヘシ	第廿章 休業之事 定式之 休業者左之通 一、六日 一産土神祭礼 一紀元節 一天長節 一十二月廿一 日ヨリ一月八日迄 一暑中 水泳稽古者、暑中校内諸学 術休業之時タル可シ 右之 外教長之見計ニ而時宜ニヨ リ稽古早仕題、又ハ休業ニ 致シ候事モ有之候事	第二十八章 定式ノ休業ハ 左之通 日曜日 紀元節 天長節 都農神社祈年祭并 新嘗祭御領幣神事 各家祖 神大祭前日当日 十二月 二十七日ヨリ一月七日迄 大暑中 右之外教授見斗ニ テ時宜ニヨリ稽古早仕舞又 ハ休業致候事モ可有之事	休業 日曜日 天長節 鎮 守祭礼		
第廿二条 右之外小学校頭 取之見計ニ而時宜ニ寄稽古 早仕舞又者休業等いたし候 事も有之候事	第十一章 右之外小学校教 授方ノ見計ニテ休業スル事 モアルヘシ	第十一章 右ノ外小学校教 授方ノ見計ニテ休業スルコ トモアルヘシ最モ酷暑中ハ 就学時間ヲ適宜変制スベシ			右之外教授の見計ニ而時宜 ニ寄り稽古早仕舞又ハ休業 ニ致候事も有之候事		
教授方之事			教授方之事		教授方之事		
第廿三条 各所小学校之儀 者静岡沼津両学校掛之管轄 ニ而学業之定課教授方之撰 任も右掛之取捨ニ有之候得 共其外総而校内之諸事ハ小 学校頭取之任ニ有之候事	第十二章 教授方ノ事 各 区小学校ノ儀ハ総テ本県学 務掛並学区取締ノ関スル所 ニテ学業ノ定課教授方ノ撰 任モ本県ノ取捨ニ之アリト 雖トモ其校内生徒ノ学事ニ 至リテハ小学校教授方ノ任 ニアルヘシ	第十二章 教授方ノ事 各 区小学校ノ儀ハ総テ本県学 務掛並二学区取締ノ関スル トコロニテ学業ノ定課教授 方ノ撰任モ本県ノ取捨ニコ レアリト雖トモ其校内生徒 ノ学事ニ至リテハ小学校教 授方ノ任ニアルヘシ	第二十一章 小学校内之諸 事者総而教長江委任ニ相成、 並最寄地方之村落小学等致 管轄候事	第二十九章 当小学ノ儀ハ 大区一等副長并戸長管轄ニ テ学術ノ課程教授ノ選任其 他大事件ハ其取捨ニ有之候 ヘドモ学内通常ノ諸事ハ総 テ教授并事務係へ委任ニ相 成候事 但シ第十八区ヨリ 二十五区迄ノ内取建候学校 ハ総テ大区一等副長以下当 学管轄ノ事			

第廿五条 小学校頭取病氣又者差合等ニ而引籠候節ハ筆頭之教授方右頭取之代り相心得候事尤引籠五十日以上ニ相成候ハ、筆頭之教授方より其段両学校江可届出候事			第二十二章 教長病氣差合等ニ而引籠り候節者次席之教官事務可代理、最五十日已上ニ相成候ハ、次席之教官ヨリ其段学区取締江可届出事				
第廿七条 月々之試業三級之進退小学生之褒貶賞罰等者悉く小学校頭取之差図ニ有之候事 但笞杖者堅禁制之事			第二十三章 月々之試業、等級之進退、小学生之褒貶賞罰等者悉く教長之差図ニ有之候事	第三十一章 月々ノ試業等級ノ進退小学生ノ褒貶賞罰ハ教授等ハ吟味ノ上大区一等副長ノ裁決ニ有之候事但シ試節ハ戸長以上臨席可致事	一 月々之試業等級之進退学生之褒貶賞罰等ハ悉く教授之指示ニ有之候事		
第廿八条 小学校諸學術之教授方ハ總而小学校頭取之差図を受銘々受持之學課を教授可致事			第二十四章 小学校村落小学之教授方者總而教長之差図ヲ受、銘々請持之学科教授可致事				一教授向者学長之指図を受け相動可申事
第廿九条 諸學術之教授方ハいつれも特ニ小学生ノ授業而已ならず其進退周旋をも律正シ躰雜混亂ノ事無キ様差図致シ且一々怠惰を点檢し若不行儀之もの於有之者頭取江申立夫々相当之罰可申付事 但頑兇躰雜妄語杯申候様之小学生ハ其願名目之人江申談重キ罰格ニ而致折檻候上尚又自悔之意無之候ハ、放逐いたし候而不苦候事尤致放逐候節ハ其段両学校掛江可届出候事	第十五章 諸學術ノ教授ハ何レモ特ニ小学生ノ授業ノミナラス其進退周旋ヲモ律正シ躰雜混亂ノ事無キ様差図致シ其〔且〕一々怠惰ヲモ点檢シ若不行儀ノ者アルトキハ夫々相当ノ罰申付ベシ	第十五章 諸學術ノ教授ハ何レモ特ニ小学生ノ授業而已ナラス其進退周旋ヲモ律正シ躰雜混亂ノコト無キヨウ差図イタシ且一々怠惰ヲモ点檢シ若不行儀ノモノアルトキハ夫々相当ノ罰申付ベシ	第二十五章 諸學術之教授方何レモ學術之教授而已ナラス其進退周旋ヲ律正シ其勤惰ヲ点檢シ、若不行儀之者有之ニ於テハ教長江申立夫々相当之罰可申付事 但頑兇暴慢ニシテ教ニ循ハサル者有之候ハ、其願人江申談相当之罰格ヲ以折檻致シ、尚悔悟之意無之候ハ、放逐致シ候而不苦候、最其節者右之段学区取締江可届出事		一 諸學術教授方ハ特ニ小学之授業而已ならず、其進退周旋を律正し、其勤惰を点檢し若不行儀之もの有之ニおゐてハ夫々相当之罪可申付事		一教授者専ら授業而已に無之生徒之勤惰を察し挙動を正し懇切に訓誡を加へ其上命令を不用者は学長へ申立相当之罰科可申附事但学長出席無之節は第四章之通取計可申事
第三十条 諸科之教授方同心協力總而偏執之念なく教授いたし候者勿論小学生之進方可成丈一科ニ偏勝不致候様心掛可申尤天稟ニ寄彼ニ勝れ此ニ劣り候者自然可有之候得共授業ハなるたけ平等ニ行届候様精々可申合事	第十七章 教授方ハ共和合力總テ偏執ノ念ナク教授スルハ言ヲ待タス小学生ノ進方ハ成丈ケ一科ニ偏重セサルヲ要ス	第十七章 教授方ハ共和合力總テ偏執ノ念ナク教授スルハ言ヲ待タス小学生ノ進方ハ成丈ケ一科ニ偏暢セサルヲ要ス	第二十六章 諸教授方者同心協力總而偏執之念無之教授致シ候ハ勿論、小学生學術之進方一科ニ偏倚不致候様心掛可申、尤天稟ニ寄彼ニ勝れ此ニ劣り候者自然可有之候得共、授業者成丈平等ニ行届候様精々申合誘導可致事		一 諸教授方ハ同心協力總而偏執之念なく教授いたし候ハ勿論、小学生學術之進方一科ニ偏勝不致候様心掛可申、尤天稟ニ依り彼ニ勝れ此ニ劣り候ハ自然可有之候得共、授業者成丈平等ニ行届候様精々申合誘導可致事	第三条 各所小学教員ハ同心協力總テ偏執ノ念ナク習字讀書算術共平等行届候様精々可申合事	一教授者分課有之といへども各同心協力精々申談生徒偏長に無之様厚く教導可致事
第三十一条 小学校頭取并教授方病氣之儀者兵学校教授方提書ニ見合可申事尤百日以上ニ相成候得ハ役儀差免可申事	第十九章 教授方ノ内病氣ニテ引籠ル百日ニ至ラハ職ヲ辞スヘシ医師全快ノ目途アル者ハ尚三週間ヲ恕ス	第十九章 教授方ノ内病氣ニテ引籠ル百日（朱書加筆）「ニ」至ラハ職ヲ辞スヘシ医師全快ノ目途アルモノハ尚三週間ヲ恕ス					
第三十二条 右教授方病氣届ハ小学校頭取江可差出小学校頭取之病氣届ハ筆頭之教授方江可差出事			第二十七章 教官病氣届者教長江可差出、尤教長之病氣届者次席之教官江可差出事				

第三十三条 両学校掛より教授方之内相撰不時見廻り之者差出し候事も有之候間兼而其段心得可罷在事	第二十章 本県ヨリ学務掛ノモノヲシテ臨時廻校申付各区ノ校内可否監察セシムル条予テ其旨心得アルヘシ	第二十章 本県ヨリ学務掛ノモノヲシテ臨時廻校申付各区ノ校内可否監察セシムル条予テ其旨心得アルヘシ	第二十八章 教長ヨリ教官之内ヲ管轄之村落小学等へ勤惰検査トシテ不時見廻り之者差出し候事も有之候間、其段兼而心得可罷在事			第十五条 学務担任ノ官員ハ勿論時宜ニヨリ長官タリ共巡回イタシ生徒ノ試験教員ノ勤惰取札候条此旨兼テ相心得申ス可キコト
第三十四条 盆暮謝礼并入門之節束修之外謝儀ハ一切請取申間敷事	第二十一章 月謝ノ定メアル校ニ於テハ其外ノ謝儀ハ受ヘカラス	第二十一章 月謝ノ定メアル校ニ於テハ其外ノ謝儀ハ受ヘカラス				
第三十五条 小学校授業之暇宅稽古致し候儀くるしからざる事	第二十二章 小学〔校あり〕授業ノ暇宅稽古ハ苦シカラス然リト雖トモ家塾ノ免許ナキ者ハ之ヲ允サス	第二十二章 小学校授業ノ暇宅稽古ハ苦シカラス然ト雖トモ家塾ノ免許ナキモノハ之ヲ免サス	第二十九章 小学校授業之暇私宅ニ而教授致候儀者不苦候得共、午前第八時ヨリ午後第四時迄之内ハ決而不相成事			
			当番并世話掛ノ事			
第三十八条 稽古人式百人以上ニ相成候ハ、校内俗務方志人申付候事	第二十四章 俗務ノ事 毎区ノ学校ハ総テ本県学務掛並取締ノ関スル所ト雖トモ其区其校ヲシテ保全ナラシムヘキ会計簿修繕諸器械等ノ事ハ専ラ俗務方ノ任ニアルヘシ宜ク教官ト協力スルヲ要ス	第二十四章 保護役ノ事 毎区ノ学校ハ総テ本県学務掛り並取締ノ関スルトコロト雖トモ其区其校ヲシテ保全ナラシムヘキ会計簿修繕諸器械等ノ事ハ専ラ保護役ノ任ニアルヘシ宜ク教官ト協力スルヲ要ス	第三十一章 当番ハ筆記并他局之応援ヲ司リ、其他校内之事務不都合之廉無之様取計ヒ可申事			第十八条 生徒百人以上ノ学校ハ事務取扱ヲ置キ校中雑務担任セシメソノ給料ハ適宜ノ処分可有之事 但家塾ハ此限ニアラス
第三十九条 修業料遺払之儀ハ日々入用之薪炭を初め小学生其外江臨時之褒賞并校内ニ而教授方入用之筆墨紙其外小修復ニ相用ひ猶余金有之候ハ、積金ニ致し置稽古道具等相調候様可致事 但校内俗事向之儀者教授方之内月々順番を以相心得臨時遺払之品ハ頭取へ申立定式之品ハ右月番ニ而取計置候事			第三十二章 世話掛ハ校内日用之薪炭米、教授方入用之筆墨紙等ヲ始メ定格之品者大抵見積ヲ以テヶ月分ツ、相渡、月末毎ニ其遺払之次第明細ニ取調教長へ差出可申、屋宇、墻壁、戸、障子等破損致シ修復相願候節者、教長立合見分之上学区取締江可申出候事			
第四十一条 毎年正月七月両度別紙案書第二之通小学生之行状学業之進方等委しく相認差出候様可致事	第二十三章 小学生ノ行状学業ノ進方等ハ委シク記載シ学区取締へ差出スヘシ	第二十三章 小学生ノ行状学業ノ進方等ハ委シク記載シ学区取締へ差出スヘシ	第三十章 毎年一月、七月両度ニ第二号表式之通小学生之行状、学術之進方等委ク相認学区取締江差出可申事			
明治元辰年十二月原校 明治三年正月改正 (入門之節願案文・木札)	明治六年一月〔校スあり〕	明治六年十月校ス	(入門之節相渡候姓名鑑札雛形・第一号表式・第二号表式)			

類似する条項のみを同じ段に並べたため、条文の番号が前後するものがある。( )内は掲載を略したことの表示である。

表2 「静岡藩小学校掟書」(第十五条)の学科表

	初級	一級	二級	三級
読書	三字経 大統歌 逸史題辭 孝経 四書	五経	十八史略 国史略 元明史略	三史略大 意講解 英仏語学 初歩
手習	いろは 片仮名 数字 名頭 国尽シ 往来物	私用公用 文章	設題 私用文章	設題 公用文章
算術	数字 加減 乗除	度量權衡 諸等加減 乘除 分数全部	比例式全 部	開平 開立 雜題復習 算盤用法
地理		皇国地理		
体操	劍術			
水練				
講釈聴聞				
皇朝雜史類	古事談、続古事談、 十訓抄、保元平治物語、 源平盛衰記、北条九代 記、太平記、信長記、 太閤記、三河後風土記、 藩翰譜、王代一覽等			

「静岡藩小学校掟書」は全四一条から成る。そのうち、印旛・熊谷県には一九ケ条が、宮崎県には二三ケ条が、高鍋小学は二三ケ条が、川南学校は一〇ケ条、茨城県は三ケ条、名東県は五ケ条が対応している。一つの条文が複数の条文に対応している場合もあるが、静岡側を基準に見た場合はそのようになる。印旛・熊谷県は全二七章、宮崎県は全三十四章、高鍋小学は全四九章、川南学校は全二〇条、茨城県は全二五章、名東県は一一章＋一四章なので、高鍋を除いて全体的に静岡藩の掟書より簡素化されている。そして、高鍋・茨城・名東を除き、その少ない条文の多くが静岡藩のそれを踏襲したものとなっているのである。

「静岡藩小学校掟書」の条文は内容によって区分され、小学生之事、学課之事、休業之事、教授方之事という構成になっている。それに対し、印旛・熊谷県は、小学生之(ノ)事、小学ノ課程(学課ノ事)、教則ノ事、休業ノ事、教授方ノ事、俗務ノ事(保護役ノ事)、宮崎県は、小学生之事、学課之事、休業之事、教授方之事、当番并世話掛ノ事、高鍋は生徒之事、

学業之事、禁制之事、出席時限ノ事、事務掛之事、学資金之事、給金之事という構成であり、逆に区分が増えている。

各条文の異同については以下のような諸点を指摘できる。

第一条は、学校の生徒となるべき対象範囲などを示した条文である。宮崎県の「小学村落女兒校」とは、学制の第二十一章に規定された尋常小学・村落小学・女兒小学を受けてのもの。

第二条の、入学願書の短冊を三枚宛提出させる点は同じである。

第三条、第七条の、小学生・小学員外生の年齢規定には違いが見られる。静岡藩では一八・一九歳に境界が設けられていたのに対し、諸県では一三・一四歳が境界となっている。六歳から九歳を下等小学、一〇歳から一三歳を上等小学と規定した学制に準拠したからである。なお、そもそも小学員外生という名称自体は静岡藩のそれを踏襲したものとなっている。

第六条は、転居にともなう手続きであり、転校先では新たな入門料を差し出す必要はないとのことであるが、何故か茨城県と名東県の規則にのみ引き継がれている。

第八条、第九条は学用品に関する規定であるが、印旛・熊谷には相当する条文がなく、宮崎・高鍋にはある。

第十条などによれば、教員の名称に関しては、印旛・熊谷・川南では頭取については引き継がれていないものの、教授方はそのまま使用している。宮崎県では教長・教官、高鍋と川南は教授、茨城県では教員、名東県では学長・教官という用語に変わっている。小学校教師の名称については、文部省が「訓導」(一等～五等)として統一すべしとの布達を発したのは六年八月のことであり、それまでは各地・各校でまちまちな名称が使用されていた。

第十五条には学科表が掲載されているが、その内容には少なからぬ違いが見られる。表2から4は、それぞれの条文から学科表の部分のみを

表4 「川南学校規則」(6条目)の学科表

	初級	一級	二級	三級
素読	三字経 孝経 大統歌 四書	書経 蒙経 国史略	日本外史 十八史略 英仏綴字 習字 単語暗記	三史大意 講釈 英仏会話 書取 古地学初歩 古文典
手習	いろは 片仮名 数字 名頭 国尽 往来物	私用公用 文章	設題 私用文章	設題 公用文章
算術	数位 加減 乗除	度量権衡 諸等 加減乗除 分数 小数	比例式全 部	開平開立 雑算復習 算盤用法
講釈	小学論語			

表3 「高鍋小学規則」(第十四章)の学科表

	級前	初級	一級	二級	三級
読書	知恵ノ糸 口ウヒ 学ビ 絵ノ環 初巻	三字経 孝経 大統歌 四書	知環啓蒙 書経 蒙求 博物新編	国史略 十八史略 元明史略 英綴字 英仏単語 暗記	三史略大意 講釈 英仏会話 書取 同地学初歩 同文典素 読講解
習字	片仮名 平仮名 いろは 五十音	数字 国尽 往来物	私用公用 文章	設題 私用文章	設題 公用文章
算術	数字	命位 加減乗除	度量権衡 諸等 加減乗除 分数 小数	比例式全 部	開平開立 雑算復習 算盤用法
皇国地理					
体術					
水泳					
講釈聴聞					
皇朝雑史			太政官日誌 王代一覽 藩翰譜 太閤記	信長記 太平記 北条九代記 源平盛衰記	平家物語 平治物語 保元物語 前太平記

抜き出し表示したものである。印旛と熊谷は表化されていないのでここでは示さなかったが、両県は同じである。印旛・熊谷の科目は文部省の教則から採られているので、教科の名称は静岡藩のそれとは全く違うものとなっている。

宮崎県の学科表についても、全く似ても似つかぬものなので出していない。初級・一級・二級・三級の四段階だった静岡藩に対し、同県では一級から八級までに段階化された表の形式をとっており、下等八級・上等八級と規定した文部省の小学教則のほうにもとづいている。当然ながら、そこに配された教科の名称も大きく違っており、やはり文部省の指示を優先している。

高鍋は、初級から三級までは若干の変更をしながらも静岡藩のカリキュラムを受け継いでいる。変更した点のうち、「英仏語学初歩」が三級のみにあった静岡藩に対し、二級・三級に英仏語関連を取り入れていく点は目立つ。英仏語の会話や文典は、静岡藩では沼津兵学校資業生の学科表のほうに入っていた科目である。高鍋では一級の読書に入れられた博物新編も、沼津では資業生の学科だった。そもそも文部省の小学教則では、小学校で英語・フランス語を学ぶようにはなっておらず、高鍋では政府の指針を越え、高度な教育内容を含む方針をとったことになる。その一方、階級は全部で五段階とされ、静岡藩のそれに「級前」という独自の階級を加えた工夫がなされている。「級前」には、文部省の小学教則にある「智恵ノ糸口」「うひまなひ」「絵入智恵ノ環一ノ巻」などが取り込まれており、より初歩的な階級が用意された。全体として静岡藩と文部省とを折衷した形になったと言える。

川南学校は初級から三級までの四段階で、科目の中には地理・体操・皇朝雑史類などが欠けているものの静岡藩のそれをほぼ踏襲したことがわかる。ただし、英仏綴字が二級に前倒しされ、英仏会話が三級に組み入れられている点は高鍋のものに似ている。

これらの違いが生じた理由は、地域の実状の差はもちろんのこと、政府の方針はどこまで遵守しなければならないものであるのかという、とらえ方の違いによつたのである。文部省の小学教則に盛り込まれた科目は数が多く細分化されすぎ、評判が悪かつた。そのため簡略な静岡藩の科目のほうが良しとされたのかもしれない。

第十八条の体操・水練に関しては、印旛・熊谷にはなく、宮崎県と高鍋小学には見られる。宮崎県の前身都城県において、鹿児島藩に派遣された静岡藩の御貸人が残した影響により体操が重視されたことは後述する。なお、講釈聴聞に関しては、宮崎・高鍋に加え川南も採用している。

第十九条、第二十条は科目により自宅学習を認可したものであるが、

#### 「印旛県管内小学校掟書」の表紙と冒頭部分 (埼玉県立文書館寄託・小林正文家文書)

やはり宮崎・高鍋・川南が踏襲している。

第廿一条、第廿二条の休業日の規定には、諸県では天長節・紀元節など明治新政府によって制定された祭日が盛り込まれている点が静岡藩のものとの大きな違いである。当然ながらこれも中央政府の意向を汲んだことによる。熊谷県では、養蚕の農繁期を含めている点が地域的特徴となっている。

第廿三条、第三十三条は、教師や学校に対する監督権が誰にあるのかが示された条文であるが、静岡藩の場合は静岡・沼津の両学校掛(静岡学問所・沼津兵学校のこと)とされていたが、印旛・熊谷県では県学務掛や学区取締となっている。廃藩後、県庁に教育行政の担当職が設置された段階では当然のことである。宮崎県の場合は、小学校教長が最寄り「村落小学」を統括するようになっており、独自のしくみである。ただし、その宮崎県の場合も、第三十章、第三十二章では学区取締が登場している。高鍋では、大区一等副長という行政職が権限を握るようになっていた。

第廿九条から第三十一条は、内容・文言とも多くの県に引き継がれている。特に第三十条の「同心協力」(共和合力)、「偏執之念なく」、「偏長に無之」、「平等二行届」といった用語は高鍋以外のすべてで使われており、決まり文句になったような印象である。

第三十五条は、教師による宅稽古、すなわち自宅での生徒に対する個人指導を認めたものであるが、印旛・熊谷では学制の制約を受け、家塾の免許を得ていることが前提とされた点は新たな段階を示している。こ

これは、政府が五年三月に発した私学・私塾を開くには免許を受けよとの布達による。

第三十八条は、学校に専任の事務職を置くことを定めた条項であるが、印旛県では静岡藩と同じ俗務方という職名を踏襲しているが、熊谷県では保護役、宮崎県は当番・世話掛、茨城県は事務取扱となっている。

静岡藩の掟書では末尾に入学願書と木札の雛形が表示されているが、印旛・熊谷にはないものの、宮崎県（第三十四章）にはそれがある。ちなみに、宮崎県に先行する都城県の小学校では、生徒の木札の現存例が知られ<sup>(14)</sup>、宮崎県小学規則の雛形とほぼ一致する。宮崎の第五章によれば、毎朝登校の際に

当番に提出し、下校時に受け取るものとされていた。静岡藩の掟書には使用法までは記されておらず、同様の使用のされ方をしたのかどうかは明らかでない。

以上の比較は表1に拠ったが、そもそも全く似ていない条文については表1には載せなかった。静岡藩のものにはあって、他県には欠けているのは、進級が著しい生徒には英仏語会話やより高度な数学などを教授するという条項（第十七条）、頭取の選任法やその才能・資格について述べた条項（第廿四条・第廿六条）などである。これらも、新政府の指示内容とはあまりにかけ離れた内容であるため除外されたのであろう。

逆に静岡藩がなく、印旛・熊谷県に新たに加わったものは第九章の「教則ノ事」である。教則とは、教科の等級毎による毎週の時数、

教授要旨、標準教科書などを示したものであり、国が制定した「小学教則」（明治五年九月、文部省）や「下等小学教則」（六年二月、東京師範学校）にもとづき各県が作成した。「小学教則」の第二章には「各其地其境ニ随ヒ能ク之ヲ斟酌シテ活用ノ方ヲ求ムヘシ」とあって、そもそも文部省は画一的な教則を全国に押し付けるのではなく、各地の実状に合わせたものを作らせるつもりだったのである<sup>(15)</sup>。ただし、印旛・熊谷二県では掟書とは別冊で教則を頒布するとし、印旛県の場合、「印旛県管内学校小学教則」が五年（一八七二）一月に作成されているものの、そ

れは文部省の「小学教則」をそのまま写したものにすぎず、「教師ノ授業其本心ニ適セスト雖モ擅ニ学科ヲ要スルヲ許サス」と教師に強制するものとなっていた<sup>(16)</sup>。

また、他県側にだけあるものは印旛・熊谷の第十三章にある生徒の倫理規定ともいうべき「誓文」、宮崎の第十一章にある生徒の校内生活上の禁止事項などである。高鍋小学と川南学校にも宮崎県とほぼ同じ禁止項目が盛り込まれている。

月謝・寄付金や積金など校内諸費用に関する、印旛・熊谷の二十五、二十六、二十七章に相当する条文は静岡藩の掟書にはない。財政面で藩の強力なバックアップがあった静岡藩小学校とは違い、学制期の小学校は住民自らが経営しなければならぬものであり、そこに大きな差異があった。

以上、印旛・熊谷・宮崎など諸県の小学校規則類が、明治新政府の教育指針や自県の独

「熊谷県管内小学校掟書」の表紙と冒頭部分（個人蔵）

自性を織り交ぜつつ、大枠においては間違いなく「静岡藩小学校掟書」を下敷きに作られたものであることが確認できた。

## 二 印旛県における沼津兵学校の人脈

では、前節で述べたような諸県では、小学校規則の制定にあたり何故静岡藩小学校に倣ったものを採用したのであろうか。

印旛県の官吏の任免記録<sup>17)</sup>からは、族籍を「静岡県士族」とする者一八名を拾い出すことができる。その中で最高位は、県令河瀬秀治に次ぐ権参事の職にあった堀小四郎(利孟)である。明治五年(一八七二)二月一四日印旛県七等出仕となり、五月一七日には権参事に昇った。堀は、箱館奉行・外国奉行などをとめた堀利熙の子であり、文久二年(一八六二)に家督を継ぎ、幕末には孟太郎・宮内・伊賀守・下野守と名乗り、中奥小姓・目付・神奈川奉行・軍艦奉行・大坂町奉行・大目付・普請奉行・留守居などを歴任した旗本だった。ただし、堀は静岡藩時代には、十勝開業方頭をつとめ北海道開拓に従事しており、学事に関与した形跡はない。

印旛県庁で堀に次ぐ地位にあった静岡県士族が、一足早い明治四年一月二二日十一等出仕に就任、翌年五月一日権大属となり、六年(一八七三)一月四日には十等出仕となった真野節(順美)である。印旛県では、明治五年九月二三日下総国葛飾郡流山村の常興寺を校舎に、官員による共立学舎として、教員養成のための学校を開設した(一月三日開設とも)。同校は翌六年三月には鴻府台村(流山村の光明寺とも)に移転し鴻台小学校と改称、さらに六年七月またまた移転し千葉小学校(千葉学校)への改称を経て、明治七年(一八七四)五月には千葉師範学校となる。権大属の任にあった真野は、同じ静岡県士族で少属の諏訪慎らとともに流山に設置された最初の仮設学校で教授をつとめている。<sup>18)</sup>

千葉県の師範教育の歴史において、草創期の鴻台小学校や千葉小学校

時代の教員は、東京から迎えた「授業伝習教師三名」と「沼津兵学校出身の数学理科教師三名」であったとされるが、<sup>19)</sup>真野や諏訪が沼津兵学校出身者三名に該当するの否かは不明である。<sup>20)</sup>

むしろ、静岡藩の学校制度を印旛県に持ち込んだ張本人としては、堀や真野よりも相応しい前歴を有した人物がいた。明治五年九月一五日に十二等出仕に就任していた渡部當一(虎楠)は、沼津兵学校第二期資業生であった。<sup>21)</sup>彼が印旛県で学務を担当したことを示す史料は見当たらないが、後述するように転任先の群馬県・熊谷県では真野節とともに学務に携わっており、印旛県時代にもその可能性が考えられる。

以上紹介した県庁の官吏以外に、教師として印旛県に赴任した静岡県士族も見出せる。明治五年一月一日、船橋九日市の行法寺を仮校舎として開校した船橋小学校では、当初本庁から大平俊章・多喜沢節の二名の教師を派遣してもらい、師範生徒を教習すると同時に児童に対する教育も開始した。また、六年一月開校の真名小学校の場合も、大平・多喜沢の二名が一・二か月間にわたり指導にあたった。<sup>22)</sup>大平俊章は沼津兵学校第三期資業生であった。<sup>23)</sup>

また、明治六年六月「印旛県漢学教員御雇」となった大島文(文次郎、

真野節(沼津市明治史料館所蔵)

旧姓猶原)は、沼津兵学校の姉妹校たる静岡学問所三等教授としての前歴を持つ漢学者であった<sup>(27)</sup>。彼が印旛県に招聘された理由はわからないが、堀利孟とは安政六年(一八五九)に昌平黌学問吟味に及第した同期であったため、その誘いがあったのかもしれない<sup>(28)</sup>。

他に、六年六月に「印旛県小学校教授方」となった河目俊宗<sup>(29)</sup>、同年一月一七日開校の湊小学校(現市原市)の教員となった水野清毅<sup>(30)</sup>といった静岡県士族の存在が知られる。彼らの就職にも県庁の人脈が関係していた可能性が想定される。

なお、現在の千葉・茨城県にまたがって存在した印旛県管内には、廃藩前、沼津兵学校へ留学生を派遣し御貸人を招聘するなど静岡藩との接点小さくなかった佐倉藩があり、県庁の官吏にも元佐倉藩士が就任していたが、そのことと印旛県の教育施策とが連動している可能性は低いように思う。

### 三 沼津から群馬県・熊谷県への人材供給

印旛県「小学校掟書」と「熊谷県管内小学校掟書」とが瓜二つであることは表1の通りである。その理由は、印旛県から熊谷県に転任した官吏が少なかつたため、彼らによって新任地でも同じ施策が引き継がれたからである。以下でそのことを証明してみたい。

何と言っても県のトップ、県令が同一人物であった。すなわち、印旛県令河瀬秀治は、明治六年二月七日群馬県兼人間県令に任じられた。群馬県と人間県は同年六月に合併し熊谷県が成立したが、引き続き河瀬が県令をつとめた。河瀬の伝記には、以下のように記されている。

熊谷県にては先づ、熊谷駅に暢発学校を新設し、其学制の如きも専ら西洋の教授法を採用して模範的学校たらしめむと図り、学科は西洋の學術に漢学を並行せしめて教授し、新智識の修得と共に道德の涵養を為さしむることに苦心せられたのであった<sup>(31)</sup>。

彼が印旛県以来、教育に力を入れたことは間違いないが、その配下には実務を担当する県吏がそろっていたと考えるべきであろう。

堀小四郎は六年二月七日河瀬と同時に群馬県兼人間県権参事に、真野節は同年二月一二日群馬県十等出仕に、渡部當一は同年三月七日木更津県十二等出仕を兼任した後、四月四日には群馬県に転じた。諏訪慎も少属、後には権中属として群馬県・熊谷県で学務を担当した<sup>(32)</sup>。二月から五月にかけて印旛県から群馬県へ転任した者は県令河瀬以下全部で二〇名に達したが、そのうち、静岡県・浜松県士族は堀・真野・渡部・諏訪以外にも四名ほどが含まれた<sup>(33)</sup>。流山での最初の教員養成に携わった大属大久保適齋(積善、静岡県ではなく東京府士族で幕臣出身の医師)も六年二月群馬県に転じ、群馬県医学校の初代総理となっている<sup>(34)</sup>。いずれも県令河瀬が信頼できる部下を引き連れて行ったと考えられる。

印旛県で最初の教員養成を担当した大平俊章も、六年四月には熊谷県の暢発学校教員として赴任した(正確には熊谷県成立前なのでその前身校といべき前橋の群馬県小教員伝習所のことだろう)。政府の学制を奉じて学校を設立し教育を振興するためには、その担い手となる教員の育成が必須であった。河瀬県令が着任した群馬県では、印旛県と同様、教員養成に力を入れ、六年四月前橋に群馬県小教員伝習所(教員伝習小学校)を設置、熊谷県となってからはそれを前橋から本庄へ移転し暢発学校と称した。九年八月熊谷県が廃県となり、第二次群馬県が成立すると暢発学校は群馬県師範学校となる。

この暢発学校およびその前身群馬県小教員伝習所、後身群馬県師範学校こそ、印旛県以上に群馬・熊谷両県が旧幕臣・静岡県士族の沼津兵学校出身者を集中的に採用する拠点となった。判明している限りの人物を列挙してみると以下ようになる。

大平俊章(沼津兵学校第三期資業生) 明治6年4月暢発学校教員↓8年5月依願免職<sup>(35)</sup>

鈴木正恕（沼津兵学校生徒） 明治6年4月熊谷県勸業掛雇↓5月高崎学校出務<sup>(36)</sup>

加藤義質（沼津兵学校第六期資業生） 明治6年4月熊谷県勸業掛雇

↓5月高崎学校へ出張↓群馬県師範学校教師↓明治12年以前に退職<sup>(37)</sup>

野口保三（沼津兵学校第九期資業生） 明治6年5月9日入間県雇・

勸業掛御雇教員・群馬県伝習小学校教官↓6月27日熊谷県雇↓8年5月2日開拓使十四等出仕<sup>(38)</sup>

滝野寿茂（沼津兵学校附属小学校生徒） 明治6年5月12日群馬県勸業掛御雇教員・伝習小学校教官<sup>(39)</sup>

堀江敬慎（沼津兵学校第七期資業生） 明治6年6月27日暢発学校教員↓8年3月1日暢発学校八等教員↓6月18日七等教員↓9年11月13日群馬県師範学校七等教員↓10年6月8日依願差免<sup>(40)</sup>

小林義季（沼津兵学校附属小学校生徒） 明治6年9月熊谷県師範学校教員↓9年4月退職<sup>(41)</sup>

水野勝興（沼津兵学校第九期資業生） 明治6年10月暢発学校教師↓8年8月依願免職<sup>(42)</sup>

笹瀬元明（沼津兵学校第四期資業生） 明治6年時点で暢発学校教員<sup>(43)</sup>

志村貞鏡（沼津兵学校第四期資業生） 明治6年11月10日暢発学校↓8年3月1日八等教員↓6月24日七等教員↓8月23日依願免職<sup>(44)</sup>

志村力（沼津兵学校附属小学校生徒） 明治7年10月岡之郷学校教員↓8年11月9日暢発学校教員試験↓8年7月差免<sup>(45)</sup>

佐藤義勇 明治7年3月暢発学校教員↓9年群馬県師範学校教員↓15年7月島村小学校長↓16年3月群馬県師範学校助教諭兼書記↓21年5月退職

愛知信元（沼津兵学校第四期資業生） 明治7年10月序・熊谷県暢発学校版『筆算教授次第』巻一を大平俊章との共編で刊行↓8年時点で暢発学校教員↓8年11月15日『筆算教授次第』巻二を暢発学校より刊

行↓10年2月25日『筆算教授次第』巻三を久永昇次郎との共編で刊行

木部決（沼津兵学校第三期資業生） 明治8年8月熊谷県教員↓10年4月群馬県師範学校副校長心得↓12年12月同副校長↓13年4月退職

川住義謙（沼津兵学校第六期資業生） 明治8年8月暢発学校十等教員↓9年2月依願免職<sup>(46)</sup>

松岡馨（沼津兵学校第六期資業生） 明治9年3月4日暢発学校十二等教員↓7月5日差免<sup>(47)</sup>

杉山義利（沼津兵学校第七期資業生） 明治14年8月『上野地誌略』著

刊↓明治15年7月群馬県師範学校教師↓四か月後退職

静岡以外の他県の特定の学校にこれだけの沼津兵学校出身者が集中したのは驚くべき現象である。彼らの存在に関しては、沼津で身に付けたものを普及させたという点から、洋算教育に果たした役割について注目されてきた<sup>(48)</sup>。しかし、「熊谷県管内小学校掟書」の制定にみるごとく、その役割には一教科の普及にとどまらないものがあつたと考えるべきである。真野節は、熊谷県では第五課（学務）のトップの地位を占めたが、九年七月から一〇年（一八七七）一月にかけては校長として、暢発学校から群馬県師範学校への移行を支えた<sup>(49)</sup>。

大平と同様、印旛県から熊谷県に移った教師としては、六年一〇月に転任した大島文がいた。彼の勤務先も暢発学校だった可能性が高く、印旛県からの人的継続性が想定される。

印旛県からの勤続者以外に新たに集められた者たちの場合、前任の者が次々と旧友を呼び寄せた結果であり、静岡県士族同士の強固なコネクションが改めて見て取れる。たとえば、志村貞鏡の場合は、以下のようないきさつが判明する。沼津兵学校を辞し上京した志村は、横浜の灯台寮修技校に入学したが、それも免職となった。そして、六年十一月七日熊谷県本庄駅に赴き、同県教員になっていた大島文に同伴してもらい、「学務掛少属諏訪慎」と「渡部某 元楠原と申沼津二而資業生也」（渡部

當一のこと)に面会、一〇日には暢発学校教員への採用が決定した。彼の就職の仲介役となったのは、向山黄村と河野通事(ともに静岡学問所の元教授)であり、渡部が沼津で同窓であったことも含めれば、静岡・沼津両藩校の人脈が強く働いたことがうかがえるのである。<sup>(50)</sup>貞鏡の弟志村力も兄を頼って熊谷県で職を得ることになった。

沼津兵学校出身者ではないが、旧幕臣・浜松県士族である山本政恒の場合は以下の通りである。廃藩後浜松県聴訟課に勤務していたところ、中属真野節からの文通で採用を知らされ、八年五月一二日熊谷県雇として暢発学校俗務掛に就任、また学務課に配属された。当初は真野や権中属渡部當一の指揮下で師範学校建築の事務などの業務にあたったが、やがて教育関係以外の分野に仕事の比重を移し、二三年(一八九〇)非職となるまで主として会計事務に従事した。<sup>(51)</sup>

静岡県士族(旧幕臣・静岡藩士)の熊谷県・群馬県への進出は、同時期、県内各地の小学校教師に赴任した者、私塾を開業した者、県官吏として学務を担った者など、暢発学校教員以外、沼津兵学校出身者以外でも多く見られた。<sup>(52)</sup>

また、時代が下り明治十年代の群馬県においては、先の山本政恒のように教育ではなく勸業分野で県行政の担い手となった者が散見される。先に名前が登場している真野節、渡部當一、加藤義質、滝野茂寿らである。<sup>(53)</sup>彼らは、教員養成システムが未完成だった時期の暫定的な役割を終え、教師・教育行政担当者から純粋な事務吏員へと変身していったのであろう。それでも加藤義質が佐藤義勇らとの共編で『新撰小学日本地理小誌』全三冊(一三年)を東京の書店から、『博物図詳解』一・二(明治一五〜一六年)を前橋の書店から出版している事実、明治一五年(一八八二)吾妻郡長になっていた真野節が沼津の江原素六に対し、三島巒・沢渡巒に赴任させる教員二名の「御指廻」を依頼した事実などは、彼らの教育への関心がその後も持続されたことを意味している。

熊谷県・群馬県における静岡県士族の教師・学務担当官吏たちの仕事ぶりについては、先の志村貞鏡の足跡からその一端をうかがい知ることが可能である。すなわち、六年一月から翌年二月にかけて秩父郡大宮郷へ出張、三月富岡町の鑛川学校へ派遣、九月藤岡町の藤岡学校へ派遣、といった具合に県内各地を回り、小学校の設立や教員の指導などに奔走しているのである。<sup>(54)</sup>

学制始動期の学校設立や教員養成のあり方には、府県によって、全く新規の小学校を設立し、師範教育に力を注ぎ新たな人材を教員として育成する方法と、旧来の家塾をそのまま小学校に作り替え、その師匠を小学校教師とする方法とがあったとされるが、群馬・熊谷県で行われたのは前者の典型であった。<sup>(55)</sup>それを遂行するためには、洋算の実力のみならず、近代的な学校のしくみを理解した静岡藩出身者は、指導者としても実践者としてもうってつけの存在だった。

#### 四 鹿兒島藩を経由した都城・宮崎県などへの影響

廃藩後にはじめて影響が及んだ印旛・群馬・熊谷県に対し、藩政時代にすでに静岡藩からの影響を受け、廃藩後にもそれが続き、かつ隣県へも波及したという事例が、鹿兒島藩および都城県・美々津県・宮崎県である。

廃藩前の時点で、静岡藩が他藩の教育制度に与えた影響については、鹿兒島藩、徳島藩、福井藩、高知藩、佐土原藩、名古屋藩などへのそれが指摘されている。<sup>(56)</sup>

鹿兒島藩については後述するとして、それに次いで影響が明確に判明しているのが徳島藩である。明治三年(一八七〇)一二月沼津兵学校から派遣された御貸人の指導にもとづき改革が行われ、四年二月徳島城下に西小学校を開設、廃藩を挟んで同様のしくみを持った南小学校、北小学校、東小学校(洲本)が次々と設置されたこと、「徳島藩小学校規則」(三

年十一月から四年二月までに制定か)の「徳川家兵学校附属小学校掟書」<sup>(59)</sup>「静岡藩小学校掟書」との類似性がすでに明らかにされている。その後  
に続く名東県の時代には、学制施行によっていったん西・南・北の三小  
学校は廃止されたが、六年二月一日、第一大区一番小学校・二番小学  
校・三番小学校とそれぞれ改称し、すぐに再開、表1で説明した「学長  
心得」「教官心得」のほか、「学区取締心得」などが制定された。ただし  
教則は文部省のそれに則ったものであり、表1に載せたわずかな条文以  
外に、静岡藩掟書の原形はほとんどとめていない。

明治三年閏一〇月に派遣された静岡藩からの御貸人の助言によって、  
学制改革を実施し、静岡学問所・沼津兵学校という上級学校が藩内各所  
の小学校を統括するというしくみに倣い、鹿兒島の本学校在城下の小学  
校と城下・外城の郷校を統括するシステムを採用した鹿兒島藩について  
は、すでに先学の研究が複数存在しており、拙稿で付け加えるべきこと  
はない。鹿兒島県が明治八年(一八七五)六月に制定した「変則小学校  
規則」<sup>(60)</sup>には、藩政時代の「本学校―小学校・郷校」制度が根強く「影響  
を止めている」ことが指摘され、「静岡藩小学校掟書」との相似関係に  
についても指摘されている。<sup>(61)</sup>

廃藩後、鹿兒島藩の(本学校―小学校・郷校)制度は、鹿兒島県のみ  
ならず旧藩領が分割され成立した隣県にも継承された。都城県(明治四  
年十一月成立)では、鹿兒島藩の幹部であった桂久武が県のトップであ  
る参事に就任したこともあり、すでに展開されていた鹿兒島方式の(本  
学校―小学校・郷校)制度がそのまま踏襲された。<sup>(62)</sup>五年(一八七二)四  
月に開校した都城小学館(最初の名称は都城小学校)をはじめ、県庁下  
の郷校が九校、外城の郷校が三五校など、番号付けされた郷校が続々と  
設立されていった。<sup>(63)</sup>

都城小学館の校舎は、沼津の構造に則って建築されたという点も興味  
深い。沼津兵学校附属小学校は幕府オランダ留学生だった教授赤松則良

が設計し、明治三年(一八七〇)四月に完成した洋風瓦葺二階建の校舎  
であったが、それを参考にしたということであろう。備品の調達に関す  
る書類には、「高机」「腰掛」「体操高飛場」「体操機械場」といった記載  
があり、<sup>(66)</sup>教室や校庭でも沼津に倣った先駆的な用具が導入されたことが  
うかがえる。教員には、一等教授・二等教授・三等教授・四等教授・助  
教という呼称が使われていたが、<sup>(67)</sup>それも静岡藩との共通点と言えるかも  
しれない。

おもしろいのは、都城県では、教師の派遣などを鹿兒島の本学校に依  
頼し続けていることである。対等な県同士となつたはずであるが、旧  
藩時代の鹿兒島本学校在広域に発揮していた本部機能は依然として残さ  
れ、教育分野においては隣県への指導・助言を続けたのである。たとえ  
ば、五年四月一八日付で都城県の上村典事から鹿兒島の本学校蓮池新十  
郎・蘭田(藤田?)世吉にあてた依頼文には、「試験者勿論、師員配教  
旁従前之通、於其御校一切引受御取扱給度」云々とあり、<sup>(68)</sup>本学校在全面  
的に依存していたようすがうかがえる。

当然ながら、重点が置かれた教科の面でも鹿兒島本学校、ひいては沼  
津兵学校の影響が表れている。鹿兒島からの来援が期待された教員とは、  
多くが算術と体操を指導できる人材のことであった。「算術指南」のた  
め任期付きで都城県に赴任した鹿兒島県人の中に、「鹿兒島県小学校掛  
四等教授 山元忠寛」<sup>(69)</sup>という人物がいた。彼は、鹿兒島藩への御貸人  
になり数学を指導した沼津兵学校第二期資養生堀田維禎(徳次郎)の教え  
子四四名の中の一人「山元中寛」と同一人物であろう。<sup>(70)</sup>沼津からの数学  
教師に学んだ鹿兒島県の若者が、今度は隣県で数学を教える立場となつ  
たのである。

都城県から鹿兒島本学校への依頼文の宛名が蓮池新十郎となつて  
いることを先に述べたが、蓮池は沼津兵学校附属小学校の初代頭取であり、  
自ら御貸人として鹿兒島藩に赴任した人物であった。廃藩後も鹿兒島に

留まり、本学校で責任ある地位を占め、同地での教育に携わっていたのである。鹿兒島での蓮池は、「先生才徳兼備、頗る賢者の風ある故、諸人一同納得」と評されたが、その役割の大きさにもかかわらず、履歴が十分に判明しておらず、いつまで同地に在勤したのかについても詳らかでない。<sup>(72)</sup>

都城県は六年（一八七三）一月に廃県となり、美々津県と合併し宮崎県が成立するが、その美々津県に含まれていた旧佐土原藩（鹿兒島藩の支藩）にも静岡藩・沼津兵学校の教育制度が取り入れられていた。表1を説明した際にも述べておいたが、静岡藩の掟書との共通点が多い川南学校規則がそれである。同校は、佐土原藩の藩校学習館が明治二年（一八六九）佐土原から広瀬に移転したものの後身にあたる。規則の中に「区戸長」という用語があるので、廃藩後、明治五年以降の制定と考えられる。川南学校が小学校としての位置づけだったのに対し、他の地区には出張学校を七校設置している。鹿兒島の本学校―小学校・郷校、都城の小学館―郷校と同様の管内におけるセンター的機能を有していた。事実、川南学校で学んだ後、他校の教員となった者の存在が知られており、師範学校的な役割を果たしている。<sup>(73)</sup>川南学校と七つの出張学校との関係は対等ではなく、沼津・静岡小学校（沼津兵学校・静岡学問所直轄）とその他各所の静岡藩小学校との関係に似ている。この影響が廃藩前にまでさかのぼるものかどうかは不明ながら、静岡藩から直接というよりも、鹿兒島経由、あるいは都城からの影響だったと考えらるべきであろう。

静岡↓鹿兒島↓都城と波及したものは、宮崎県の成立によってさらに広がった。やはり表1に含めて説明しておいた、宮崎県「小学規則」（六年九月）がそれである。都城県の典事だった上村行徴が宮崎県権参事に就任したこともあり、旧県の制度を新県全域へも普及させようとしたのであろう。やはり表1に載せた、美々津県下の高鍋で作成された「高鍋

小学規則」（第二十三区第二十四区小学規則）については、明治六年初期につくられ、高鍋藩の藩校明倫堂の伝統を汲んでいるとされるが、宮崎県「小学規則」との先後関係は不明である。

宮崎県では、七年（一八七四）八月に教員養成と中等教育とを兼ねた目的で宮崎学校を設立、その学監には旧都城小学館の学頭木幡栄周を登用したほか、六月には三名の教師を東京支庁での契約締結にもとづき招聘した。三名中、一名が東京府士族堀重直、二名は静岡県士族永井當昌・小林正方であった。<sup>(74)</sup>永井は沼津兵学校第四期資業生を四年九月に辞し上京、六年一月から横浜野毛の山下学校で数学教師をつとめていたが、翌年六月六日宮崎県に雇用されることとなった。しかし宮崎での勤務は短く、翌年五月辞表を提出し、八月には東京外国語学校に転じた。<sup>(75)</sup>なお、永井らの招聘は、上京し正院に出仕していた元都城県少属・学校掛友野長祥が仲介し、元沼津兵学校教授山田昌邦の紹介により実現したという。<sup>(76)</sup>山田は、当時は開拓使十等出仕・仮学校数学担当の任にあったが、四年（一八七一）には静岡藩から鹿兒島藩への御貸人として派遣されたという前歴があったため、何らかの人的つながりを持っていたのであろう。

九州における最初の発信地となった鹿兒島県では、先述の「変則小学校規則」が八年六月に制定されたことからわかるように、学制施行後も長く静岡藩の掟書を活用し続けた。その理由は、同県には庶民教育のための寺子屋が未発達だったこと、鹿兒島城下のみならず外城など藩内全体で士族中心の教育が強固な位置を占めていたことなどから、文部省が示した通りの初等教育機関（正則小学）をすぐに開設するための下地がなかったことにあるとされる。<sup>(77)</sup>逆に言えば、旧来の（本学校―小学校・郷校）制度を学制に規定された変則小学に当てはめさえすれば、とりあえずはそのまま活用できたのである。同県が各地の郷校に対し、変則を廃し正則を適用するのは九年（一八七六）に入ってからであった。<sup>(78)</sup>

## 五 茨城県・岐阜県などの場合

掟書・規則の全面的な模倣といった明確な形で表れたわけではないもの、諸県の学制始動期において一定の役割を果たした静岡藩出身者は、先に紹介した県以外にも散見される。

茨城県では、学制の公布を受け、六年三月に小学校設立規則、小学校則、小学教則を制定、布達した。これらのうち、「静岡藩小学校掟書」の影響が見られたのは、小学校設立規則の中の三ヶ条だけであることは第一節で触れた。その一方、学校掛↓学事掛↓学務掛と名称を変化させつつ、学制実施準備の実務を担った県庁内の数少ない教育行政担当者には、静岡藩出身が二人まで存在し、少なからぬ力量を発揮した。

石井至凝は沼津兵学校では第二期資業生だった人物であり、六年（一八七三）二（四とも）月一五日茨城県十二等出仕、九月八日少属・学務専任（学事掛）となり、翌年六月外務省に転任するまで同県で学事に携わった。<sup>(82)</sup> もう一人、原田信民は同じく第三期資業生だった人物で、六年六月茨城県久慈郡太田町（常陸太田市）の太田小学校の開校と同時にその教員となり、翌年第三十七番中学区取締兼務を命じられ、さらに一二月二七日には茨城県拡充師範学校の副教員に転じ、翌年三月の同校開校の準備に奔走した。五月には権少属・学事掛となり、石井らとともに県の教育行政全般を担当した。以後の詳細な履歴は省くが、一五年（一八八二）に退職するまで小学校・師範学校や県庁学務課などに在職し、長く教育畑を歩んでいる。<sup>(83)</sup> 最初、一小学校の教員にすぎなかった原田が、県教育行政の担当者に抜擢されたのは、太田小学校が男女生徒約一五〇名を抱える大規模校であり、模範的な学校だったからではないかと推測される。<sup>(84)</sup>

沼津兵学校から名古屋藩への御貸人が同藩の陸軍士官教育に及ぼした点については前節の註の中で触れておいたが、小学校制度への影響が及

ぶのは廢藩をまたいだ時期にまでずれ込んだ。四年（一八七二）七月、廢藩直後に制定された「名古屋県小学校規則」は、全一六箇条の簡単なものであるが、うち前半の一ヶ条が「東京府仮小学校規則」を、後半の五ヶ条が静岡藩の掟書を模したものとされる。<sup>(85)</sup> 五ヶ条とは、教官が校内の不時見回りを実施すること、怠惰・乱暴な者は登校禁止などの罰則を課すこと、童生の中から教授手伝や順番行事を選任すること、小学諸科を修了すれば才器を斟酌して本校に進学させること、舎長以下の諸役は同心協力して校内の仕事にあたることという内容であり、それぞれ「静岡藩小学校掟書」の第三三、一一、一四、二〇？、三〇条に相当する。ただし、「童生」「教授手伝」の用語は、「静岡藩小学校掟書」では「小学生」「小学生世話掛」へと変わっているのが、名古屋県が準拠したものは、「童生」「教授手伝」の語を使っていた「徳川家兵学校附属小学校掟書」（明治元年一二月）のほうだったと思われる。いずれにせよ、名古屋県の規則は、藩政時代に施行が準備されたと思われる、時期から言っても新政府の学制を受けてのものではなかった。名古屋県の幹部には廢藩直後に権大参事には就任した静岡藩出身の妻木頼矩（務）<sup>(86)</sup> がいたが、その後愛知県に静岡藩学校制度の余韻が残ったという事実は知られていない。<sup>(87)</sup>

一方、隣の岐阜県では、師範学校・中学校の草創期に教師として足跡を残した静岡藩出身者がいる。元沼津兵学校第四期資業生の飯野忠一は、東京で私塾を経営していたが、六年（一八七三）岐阜県に招聘され、同県十二等出仕となり、七年九月七日開校の遷喬中学校（遷喬学校、後の岐阜県第一中学校）の数学科教授兼監事に就任、さらに岐阜町の金華・伊那波両小学監事を兼ねた。八年には翻訳書教授も命じられていることから、数学のみならず英語の能力も買われたことがうかがえる。一〇年（一八七七）五月に岐阜県師範学校の監事も兼ね、八月には岐阜県第一中学校の教場取締となった。<sup>(88)</sup> 洋算・英語に長じた新時代にふさわしい教師だった飯野であるが、その一方で、彼は「訓蒙の一助と為す」という

目的で、伝統の形式にのっとり岐阜の地理・歴史を易しく説いた教育書、『岐阜町尽』（明治七年、全一〇丁）を刊行したりもしており、一方的に高尚な西洋風を押し付けるような姿勢はとっていないかと思われる。

岐阜県第一中学校には、先に登場した、宮崎県で宮崎学校教員をつとめていた小林正方も一〇年七月から二月までの期間勤務しており、飯野が彼を招いた可能性もある。在任期間は短かったが、その間小林は、『筆算問題集』（明治一〇年八月）という著書を同地の書店から出版しており、<sup>(98)</sup> 数学教育者としての即戦力が期待されたいことがわかる。

始動期の師範教育に関与した人物としては、七年（一八七四）七月開校の埼玉県師範学校において、教員七名のうちの一人となった高橋茂則（元沼津兵学校第四期資業生）という人物も挙げられる。<sup>(99)</sup> 彼は前年五月に同県学校改正局教授に任命されていたが、改正局とは県庁内に設けられた教員養成を目的とした部局であり、それが師範学校へと発展したのだった。

ただし、本節で述べたことは、ポツンと点のように存在した個人の例であり、印旛・群馬・熊谷県のように、面的な広がりをもって展開した人材供給や影響の表れ方とは違うし、茨城県の規則類にわずかな痕跡は見られたものの、「静岡藩小学校掟書」が及ぼした影響の大きさについては明らかでない。

## 六 静岡県に遺したものの

最後に、本家本元である静岡県にはどのような形で静岡藩の学校制度が遺されたのかについても述べておかなければならない。

他県で「静岡藩小学校掟書」に倣った小学校規則が制定されたのに対し、学制期の静岡県には同様の現象は見られなかった。沼津兵学校のほうはすでに兵部省へ移管済みであったが、廃藩後も存続していた静岡学問所が、明治五年八月の学制施行によって廃校に追い込まれたのは決定

的であった。静岡県は、既存の学校は廃止せよという政府の方針を額面通りに受け取ってしまったのであり、旧藩の教育機関を学制に対応する中等教育機関として生まれ変わらせ、県教育行政の中核機能を担わせ続けるという、したたかさや熱意を欠いていたようだ。その点においては、鹿児島の本学校が廃藩後にも大きな役割を果たし続けたことと比べると、静岡藩・県の場合、廃藩置県を前後して断絶した印象が強い。

ただし、各地にあった旧藩小学校の多くが、学制に対応した公立小学に生まれ変わることもなかったのも事実である。ここではその具体例をいちいち挙げることはしないが、それらの内、沼津小学校（沼津兵学校附属小学校）の後身集成舎、静岡小学校の後身教諭舎、田中小学校の後身養正舎の三校は、静岡県下では最も早く開校したほか、教員養成のための研習所を併置し、地域の模範的・指導的な小学校として位置づけられた。<sup>(100)</sup>

沼津兵学校の幹部だった江原素六は学区取締に任命されることとなるが、彼が六年（一八七三）一月に県に提出した何書をもとに、翌月には、文部省の小学教則にもとづいた教科や、六歳以上一三歳までを正則、一四歳以上を変則に充てるといったことを盛り込んだ定則が定められ、<sup>(101)</sup> 小学集成舎が開校した。やがて集成舎変則科は沼津中学校へ発展、中等教育機関としても「沼津兵学校の再生」を果たすこととなったのである。静岡県・浜松県には、学区取締に就任した旧藩校教員・関係者として人見寧、足立栄造らがいた。彼らも江原同様、静岡藩時代の制度や実態を政府の方針にマッチさせ、学制という新たな教育制度への移行に寄与したはずである。<sup>(102)</sup>

また、藩校で教え学んでいた少なからぬ士族たちは、学制期に小学校、あるいは中学校・師範学校で教鞭をとることになった。藩校の教授からそのまま学制期の学校教師に横滑りした者もいたし、廃藩を機に教師の職に就いた者もいた。蜂屋定憲のごとく、静岡学問所教授から静岡県官

吏となり、「専ら学務に当り小学校新設の為に東奔西走」し、やがて学務課長と静岡師範学校長を兼ねるに至った県庁内で教育行政を主導した人物も出ている。<sup>(95)</sup>

なし崩し的に教師になったのではなく、廃藩前から小学校教員を目指していた者も存在した。すなわち、沼津兵学校卒業生の中には、陸軍士官になることを希望しない者があり、彼らには医師や藩立小学校教員になるコースが用意されていた。沼津兵学校には教員養成の機能も備わっていたことになる。資養生二〇名余のうち、教員志望者は九名だけだったが、すでに在学中に兵学校附属小学校で助教の役割を果たしていたようだ。九名の中からは廃藩後、集成舎の教員となった者、県内の小学校・中学校で教鞭をとった者、隣の師範学校で教師をつとめた者などが輩出した。<sup>(96)</sup> さらに、彼らの教えを受けた、沼津兵学校附属小学校や集成舎変則科・沼津中学校の生徒たちの中からも教師になる者が再生産された。静岡県師範学校が開校したのは明治八年（一八七五）のことであるが、師範学校卒業者が広まるまでの期間、沼津兵学校―集成舎・沼津中学校は、事実上の教員養成機能を担ったといえよう。

静岡県や浜松県において藩政時代の小学校掟書を援用した例はなく、その意味において学制への対応は、鹿児島県などと対比すると従順とも言え、またスマートだったとも言える。旧藩士族の教員への進出のし方も、学制にうまく順応したものであった。それは静岡藩の学校制度が新政府の学制を先取りする要素を持っていたからであり、容易にそれを受け入れることができたのである。学制期の他県において静岡藩の掟書が援用された理由も、それが新政府の学制と根本において対立するものではなかったことにある。

## おわりに

本稿では、一藩限りの規則として明治三年に制定された「静岡藩小学校掟書」が、地理的にも遠く離れた印旛、熊谷、鹿児島、宮崎、美々津、茨城といった諸県に、廃藩や学制施行から数年が経過した後にも根強い影響を及ぼし続けたことを規則類の条文を比較・対照することによって確認した。そして、その伝播・影響が、沼津兵学校を中心とする静岡藩出身者の各地への招聘・赴任という、掟書をつくり、またそれによって育てられた側の人間の移動によって生じたことを具体的に明らかにした。すなわち、鹿児島藩への御貸人が洋算・体操といった教科とともにもたらした静岡方式の学校制度が、廃藩後においても鹿児島・都城県で全面展開したこと、静岡藩に倣った小学校規則を制定した熊谷県が、そればかりか教員養成学校に沼津兵学校出身の洋算教師を集団的に採用したこと、茨城県庁の学事担当となった沼津兵学校出身者が学制実施に際して指導的役割を演じたことなどである。

規則（教育のしくみ）、教科（教育の内容）、教員養成（教育の担い手）のいずれをとっても、静岡藩で先行して実現した学校システムは学制期にも応用することが可能だったといえる。「静岡藩小学校掟書」、ひいてはその原点である「徳川家兵学校附属小学校掟書」とそれが生み育てた人材は、明治新政府が押し進めようとした教育政策の「地均し」の役割を果たすことになったのである。

ただし、本稿が取り上げた諸県の事例は、全国的に見れば局地的なものにすぎない。たとえば、静岡県に隣接する山梨県で六年六月に作成された「山梨県管内小学校教則校則」<sup>(97)</sup>には全く静岡藩からの影響は見られない。また、弘前藩には静岡藩から御貸人が多数派遣され相応の教育成果を挙げたが、青森県が六年七月に制定した「小学校則」「生徒心得」<sup>(98)</sup>には全く静岡からの影響が残っていない。沼津兵学校に留学した藩士た

ちを通じて影響を受けたであろう福井藩の場合も、その後身敦賀県制定の「小学規則」(五年二月)、「小学校則」(七年七月)<sup>(99)</sup>とも、「静岡藩小学校掟書」と類似するところはない。いずれの県も文部省の小学教則などに準拠しているからであり、藩政時代の交流の深さや地理的な近さは全く関係なかったのである。

また、静岡県士族旧幕臣の本来の故郷である東京府においても、学制始動期には大久保一翁が知事に就任していたほか(任期五年五月〜八年二月)、配下の官員構成でも旧幕臣の比重は低くなかったが、四年(一八七二)以降顕著になっていった鹿児島出身者の台頭<sup>(100)</sup>に押されたためか、あるいはそもそも東京の民情を理解していた大久保が、寺子屋・私塾を廃絶し公立学校を普及させるといふ急進的な学制実施は時期尚早と感じていたものか、同府においては教育行政そのものが消極的だったとされる<sup>(101)</sup>。

一 地方政権に墮ちた旧幕府・徳川家の限界がここにある。従って、掟書をモデルとした規則類の作成が遠隔地にまで及んだことや、それが学制期に至るまで使用され続けたということだけで、静岡藩の影響力を過大評価することは慎まなければならぬだろう。

註

- (1) 倉沢剛『小学校の歴史 Ⅲ』(一九七〇年、ジャパンライブラリービューロー株式会社)、二八三頁。
- (2) たとえば、熊澤恵里子『幕末維新期における教育の近代化に関する研究』(二〇〇七年、風間書房)。
- (3) 翻刻は拙稿「沼津兵学校と静岡藩小学校掟書」(『沼津市博物館紀要』26、二〇〇二年、沼津市歴史民俗資料館・沼津市明治史料館)、および拙著『沼津兵学校の研究』に収録。原本は木版であり、沼津市明治史料館所蔵。
- (4) 翻刻は、千葉県史編纂審議会編『千葉県史料 近代篇 明治初期二』(一九六九年、千葉県、二四四〜二四八頁)、および『千葉県教育百年史 第三卷 史料編(明治)』(一九七八年、教育新聞千葉支局、一〜一五頁)に収録。この掟書は写本

の形で隣県にも流布し参考に供されたらしく、埼玉県・大川戸学校の教師が所持していたものが残されている(埼玉県立文書館保管・小林(正)家文書)。

- (5) 翻刻は『群馬県史 資料編22 近代現代6』(一九八三年、群馬県、八三〜八七頁)、三芳町教育史編さん委員会編『三芳町教育史』(一九八五年、三芳町教育委員会、六五二〜六五六頁)などに収録。
- (6) 翻刻は宮崎県編『宮崎県史 史料編 近・現代2』(一九九三年、宮崎県、八〇四〜八二頁)に収録。
- (7) 翻刻は、高鍋町史編さん委員会編『高鍋町史』(一九八七年、高鍋町)、八四三〜八四六頁。ただし、掲載を省略されてしまっている箇所があり、「静岡藩小学校掟書」に対応する条文はこれだけではないかもしれない。
- (8) 翻刻は、佐土原町史編纂委員会編『佐土原町史』(一九八二年、佐土原町)、六七七〜六八〇頁。
- (9) 翻刻は、『茨城県史料 近代政治社会編Ⅰ』(一九七四年、茨城県、一五五〜一五七頁)。
- (10) 徳島県尋常師範学校編『阿波国教育沿革史』(一九九二年、黒崎精二)。
- (11) 倉沢剛『小学校の歴史 Ⅰ』(一九六三年、ジャパンライブラリービューロー)、七五三頁、前掲『小学校の歴史 Ⅲ』、二八三頁。
- (12) 前掲『小学校の歴史 Ⅰ』、六二二頁。
- (13) 前掲『小学校の歴史 Ⅰ』、七二〇頁。
- (14) 都城市史編さん委員会編『都城市史 史料編 近現代Ⅰ』(二〇〇〇年、都城市、口絵)。
- (15) 倉沢剛『学制の研究』(一九七三年、講談社)、七〇四頁。
- (16) 同前、七〇五頁。
- (17) 前掲『千葉県史料 近代篇 明治初期二』、三〇八〜三三三頁。
- (18) 堀小四郎の履歴については、東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 柳宮補任』一・二・三・五・六(一九六三〜六五年、東京大学出版会)、日本歴史学会編『明治維新人名辞典』(一九八一年、吉川弘文館)、『静岡県史 資料編16近現代二』(一九八九年、静岡県)、埼玉県教育委員会編『埼玉県史料叢書6(下) 入間・熊谷県史料二』(二〇〇九年、埼玉県)などによる。
- (19) 「責任者の堀が在任中、十勝に足を踏み入れた実績は、見当たらない」とする文献もあるが(白野仁『白野夏雲』、一九八四年、北海道出版企画センター、一〇五頁)、明治五年(一八七二)一月二十四日、十勝から帰った堀が持参した鮭が徳川家達を経て静岡の徳川慶喜に献上されているほか(徳川慶喜家扶日記)『徳川慶喜の幕末 明治』、一九九八年、中公文庫、二五七頁、東京都文京区・源覚寺にある「堀小四郎之墓」「慧俊院堀小四郎墓碣銘」には、「君其事遂渡海而□深入不毛」云々と彫られているので、実際に彼が北海道に渡ったことがわかる。

- (20) 真野の履歴は前掲『千葉県史料 近代篇 明治初期二』。  
(21) 千葉県師範学校編『千葉県師範学校沿革史』(一九三四年、同校)、一一頁、流山市教育委員会市史編さん室編『流山市史 近代資料編・流山町誌』(一九八八年、流山市教育委員会)、一九一頁。  
(22) 『千葉県教育百年史 第一巻 通史編(明治)』(一九七八年、教育新聞千葉支局)、二六四頁、百年史編集委員会編『百年史 千葉大学教育学部』(一九八一年、百年史刊行会)、九頁。  
(23) 諏訪慎は、幕末には友野霞舟・松崎懐松に師事したほか昌平齋に学んだという前歴が知られるもの(『東京都立教育研究所編・刊『東京教育史資料大系』第四巻、一九七二年、三五八頁)、年齢的に沼津兵学校の生徒であったとは考えにくい(天保八年生まれとも、明治五年時点で三八歳とも)。一方、真野節は明治六年時点で二九歳、後述するように後に群馬県庁の官吏へと転じるが、大正期に至るまで沼津兵学校設立の中心人物江原素六と親交があった事実が知られる。すなわち、沼津市明治史料館所蔵・江原素六関係資料の中には、真野からの書簡や顔写真が含まれるほか、明治十年代の江原日記にも真野との交際が記されている。「静岡県下第一大区七小区士族真野節」と記した明治八年(一八七五)時点の文書があることから、彼は沼津移住の前歴を有した可能性もある。また、幕末に江原が属し、戊辰時には新政府軍と抗戦した幕府陸軍の撤兵(徳川義軍府)の中に、撤兵頭並真野鉉吉の名があり、節と鉉吉が同一人物であることも考えられるが、現在のところ確証は見出せていない。  
(24) 渡部の履歴については、前掲『沼津兵学校の研究』、五七九頁。  
(25) 船橋市史編さん委員会編『船橋市史 史料編七』(一九九一年、船橋市)、三頁、一一九頁。大平俊章は船橋尋常高等小学校の歴史上は初代校長とされている(『船橋町誌』、一九八一年、青史社、一九五頁)。  
(26) 大平の履歴については、前掲『沼津兵学校の研究』、五八四頁。  
(27) 大島文は、熊谷県を経て明治八年(一八七五)一月一日東京開成学校の「反訳校訂及講読教員」へ転任し、九年東京で私塾を開き、一二年(一八七九)に死去した(『東京教育史資料大系』第二巻、一九七一年、東京都立教育研究所、四八三頁、第四巻、同年、七一五頁、東京大学総合図書館蔵・東京帝国大学五十年史史料「含要類纂 職員進退之部」)。  
(28) 「昌平学科名録 其三」(『江戸』第四巻第四編、一九一六年、江戸旧事采訪会、「昌平学科名録 其五・補正」(『江戸』第五巻第三編、一九一七年)。大島は甲科、堀は乙科の及第だった。  
(29) 前掲『東京教育史資料大系』第二巻、九七六頁。  
(30) 市川市史編纂委員会編『市川市史』第七巻(一九七四年、吉川弘文館)、二二三頁。
- (31) 斎藤一暁『河瀬秀治先生伝』(一九四一年、社団法人上宮教会、一九九四年復刻、大空社)、四〇頁。  
(32) 『群馬県教育史 別巻 人物編』(一九八一年、群馬県教育委員会)、七頁。  
(33) 前掲『千葉県史料 近代篇 明治初期二』、三〇八〜三三二頁。明治九年一月時点の「熊谷県職員録」によれば、収録された二三名のうち二六名が静岡・浜松県籍の者である(群馬県史編さん委員会編『群馬県史 資料編21近代現代5』、一九八七年、群馬県、一三九〜一四〇頁)。  
(34) 『群馬県教育史 別巻 人物編』(一九八一年、群馬県教育委員会)、五五一〜五五二頁。  
(35) 前掲『東京教育史資料大系』第二巻(一九七一年)、二六四頁。  
(36) 高崎市市史編さん委員会編『新編高崎市史 資料編9 近代現代I』(一九九五年、高崎市)、六四三頁。  
(37) 同前『新編高崎市史 資料編9』、六四五頁。  
(38) 拙稿「沼津兵学校関係人物履歴集成 その三」(『沼津市博物館紀要』30、二〇〇六年、沼津市歴史民俗資料館・沼津市明治史料館、埼玉県教育委員会編『埼玉県史料叢書7(下) 入間・熊谷県史料 四』(二〇〇七年、埼玉県)、三七二頁、群馬県史編さん委員会編『群馬県史 資料編22近代現代6』(一九八三年、群馬県)、三七頁)。  
(39) 同前『埼玉県史料叢書7(下)』、三七二頁、同前『群馬県史 資料編22近代現代6』、三七頁。  
(40) 明九〇七「履歴」、明九三〇「県官履歴」、明一九三三「元県官履歴」(埼玉県立文書館所蔵)。  
(41) 『東京教育史資料大系』第三巻(一九七二年)、四三三頁。なお、小林義季は、明治十三年(一八八〇)一〇月に愛知信元との共編で『筆算授業次第』巻四を東京の書店から刊行しており(後掲「群馬における明治時代初期の数学教師」、離任後の仕事・人脈にも暢発学校からの継続性が見られた)。  
(42) 前掲『東京教育史資料大系』第二巻、二六四頁。  
(43) 群馬県教育センター編『群馬県教育史 第一巻 明治編上巻』(一九七二年、群馬県教育委員会)、三三八頁。  
(44) 宮地正人『幕末維新期の社会的政治史研究』(一九九九年、岩波書店)、四四〇〜四四二頁。  
(45) 同前『幕末維新期の社会的政治史研究』、四四七〜四四八頁。  
(46) 『東京教育史資料大系』第四巻(一九七二年)、二九三頁。  
(47) 拙稿「沼津兵学校関係人物履歴集成 その三」(『沼津市博物館紀要』30、二〇〇六年)、四三頁。  
(48) 大竹茂雄『群馬における明治時代初期の数学教師』(『群馬文化』第二二二号、

- 一九八七年、群馬県地域文化研究協議会)では、野口、滝野、大平、愛知、志村、佐藤、木部、杉山、加藤について、いずれも沼津兵学校出身であったことが言及されている。なお、彼らの群馬・熊谷県時代の履歴については同論文に依拠した。
- (49) 前橋市史編さん委員会編『前橋市史』第四卷(一九七八年、前橋市)、五〇二頁。
- (50) 「幕臣志村貞廉日記 六」(東京大学史料編纂所蔵)。
- (51) 山本政恒著・吉田常吉校訂『幕末下級武士の記録』(一九八五年、時事通信社)、一四五～一五三頁。
- (52) 長岡元吉(沼津兵学校附属小学校生徒出身者)は、明治七年(一八七四)群馬県吾妻郡の原町小学校、二年(一八七九)からは中之条小学校訓導となり七年(一八八四)まで勤務した(拙著『沼津兵学校の研究』、六三三頁)。北山経秉(沼津兵学校第二期資生)は、明治一年(一八七八)吾妻郡原町に漢字書院という私塾を開業し(群馬県教育センター編『群馬県教育史 第一巻 明治編上巻』、一九七二年、群馬県教育委員会、三八五頁)、二年一〇月には原町小学校の教師となったほか(原町誌編纂委員会編『原町誌』、一九八三年、国書刊行会、五六〇頁)、三年(一八八〇)には小川安村(沼津兵学校附属小学校生徒出身者)の編著『群馬小学通常問答』(金港堂刊)の校閲を担当している。明治二年から五年まで静岡学問所教授安問潔に漢学を学んだ加藤義方は、八年四月暢発学校教員となっている(前掲『小学校の歴史』 Ⅲ、二〇八〇頁。明治一〇年(一八七七)に群馬県師範学校に奉職した者として、「静岡藩学校」出身の高梨正太郎、共立学舎出身の高利和三郎という二人の静岡県士族がいた(前掲『群馬県教育史 第一巻』、三八八頁)。一三年群馬県立中学校教諭、翌年群馬県師範学校校長(第四代)となった喰代豹蔵は静岡藩時代には相良小学校教授方をつとめていた(『群馬県教育史 別巻 人物編』、一九八一年、八九頁、「遠江国相良勤番組士族名簿」)。石橋政一(明治二年沼津兵学校教授榎本長裕に師事)は、明治六年(一八七三)九月から熊谷県師範学校数学専門教師に就任、九年(一八七六)九月埼玉県師範学校三等訓導に転じた(前掲『東京教育史資料大系』第四卷、二九四頁)。なお、明治一〇年七月時点の『群馬県職員録』では、収録された一五六名のうち、二〇名が静岡県籍である(『群馬県史』資料編21、一四一～一四三頁)。
- (53) 富澤一弘・江崎哲史『明治10年代群馬県勤業政策担当部署における部署改組の変遷、および構成員の活動についての一考察』(『高崎経済大学論集』第四八巻第二号、二〇〇五年)からは、彼らの県史としてのその後の足跡を見出すことができる。
- (54) 壬午五月二日付江原素六宛真野節書簡(沼津市明治史料館所蔵・江原素六関係文書E-a-614)。
- (55) 前掲『幕末維新期の社会的政治史研究』、四四〇～四四一頁。
- (56) 前掲『小学校の歴史』Ⅰ、四二二～四二三頁、四三三頁、『学制の研究』、六五三頁。
- (57) 倉沢剛『幕末教育史の研究』三(一九八六年、吉川弘文館)、四六一～四六八頁。ただし、福井藩と高知藩の藩校の学則には、「静岡藩小学校掟書」から直接の反映はない。また、佐土原藩については、藩政時代というよりも、後述する美々津県時代の佐土原の小学校規則への影響は見出せる。名古屋藩では、「徳川家兵学校掟書」と「静岡藩小学校掟書」とを合わせ簡略化した「兵学校掟書」を制定している(前掲『沼津兵学校の研究』、一八八～一九四頁)。
- (58) 三好昭一郎・大和武生『徳島県の教育史』(一九八八年、思文閣出版)、二〇〇～二〇二頁、徳島市史編さん室編『徳島市史 第四卷 教育編・文化編』(一九九三年、徳島市役所)、四六～五一頁、など。
- (59) 「徳島藩小学校規則」と「徳川家兵学校附属小学校掟書」「静岡藩小学校掟書」との比較・対照は、橋尾四郎『沼津兵学校と同附属小学校の鹿兒島・徳島への影響について』(『沼津史談』第四号、一九六六年、沼津史談会)でなされている。ただし、橋尾氏が典拠とした『日本教育史資料 式』(一八九〇年、文部省)掲載の「徳島藩小学校規則」では、小学生を八歳から一、一歳、員外生を一八歳以上とするが、前掲『阿波国教育沿革史』掲載の同規則では、小学生は八歳から一七歳となっており、後者のほうが正しいことがわかる。
- (60) 全文は、鹿兒島県教育委員会編『鹿兒島県教育史』(一九六一年、鹿兒島県立教育研究所、一九七六年復刻、大和学芸図書)、二四四～二四五頁。
- (61) 橋尾四郎『静岡藩における近代学校の成立過程―大学規則並中小学規則との関連を中心として―』(『静岡県立教育研究所研究報告』第三三三号、一九六六年)、井原政純『鹿兒島藩の学制改革と静岡藩からの影響』(二)『本学校―小学校・郷校の制を中心に―』(『国士館大学教育学論叢』第一七号、一九九九年)。なお、鹿兒島県「変則小学校規則」は、全二四ヶ条中の一四ヶ条が「静岡藩小学校掟書」に対応しており、学料表でも初級・二級・三級の四段階を採用し、その中の教科名も似ている。
- (62) 都城市史編さん委員会編『都城市史 通史編 近現代』(二〇〇六年、都城市)、二一四頁。
- (63) 前掲『小学校の歴史』Ⅲ、三〇六～三〇八頁、または井原政純『わが国における近代小学校の成立過程―鹿兒島県の郷校・小学校の研究―』(二〇〇〇年、和田印刷)、四七頁。
- (64) 都城市史編さん委員会編『都城市史 史料編 近現代Ⅰ』(二〇〇〇年、都城市)、一〇五頁。
- (65) 大野虎雄『沼津兵学校附属小学校』(一九四三年、私家版)、一四頁。
- (66) 前掲『都城市史 史料編 近現代Ⅰ』、四九八頁、五一一頁、六〇二頁。
- (67) 前掲『都城市史 史料編 近現代Ⅰ』、五三六頁。

- (68) 前掲『都城市史 史料編 近現代1』、四五八頁。本史料は、前掲『小学校の歴史 Ⅲ』、一九五頁にも掲載。
- (69) 前掲『都城市史 史料編 近現代1』、五二〇頁、五五七頁、五八〇頁。
- (70) 堀田は明治五年に鹿児島に招聘され、七年(一八七四)帰省中の東京で病没した。鹿児島の子が名前を刻み寄進した石灯籠が染井霊園に現存する。このことは、拙稿「静岡藩の御貸人」(『静岡県近代史研究』第二九号、二〇〇三年、後に「沼津兵学校の研究」に収録)、二五頁。その四四名の中に、後年高名となった玉利喜造(農学博士)、大島仙蔵(工部大学校卒)という二人の人物が含まれていたことは旧稿で触れておいたが、その後履歴が判明した者として、高見弥市(一八三七〜九六、元土佐藩士、旧名大石団蔵、吉田東洋暗殺犯、薩摩藩イギリ(留学学生)、鍋倉直(一八五四)? 横浜正金銀行副支配人)、波江野源之助(陸軍省十七等出仕)、田原平一(海軍水路寮測量生)、桑波田景広(陸軍會計軍吏副)、佐藤隼治(一八五〇?) 海軍上等兵曹)、町田直吉(陸軍省十五等出仕)らを追加しておきたい。
- (71) 鹿児島県編『鹿児島県史』第三卷(一九三九年、同県)、六七三頁。
- (72) 蓮池新十郎は、慶応四年時点では砲兵差図役であり、沼津兵学校では操練打方、砲兵操練を担当していた。さかのぼり慶応二年頃には「砲術家」として箱館奉行配下への採用が検討されている事実もあるので(小野正雄監修「杉浦梅潭箱館奉行日記」、一九九一年、みずうみ書房、八八頁、一一一頁)、洋学者というよりも陸軍軍人であった。
- (73) 前掲『佐土原町史』、六八〇頁。
- (74) 前掲『高鍋町史』、八四三頁、八四六頁。明倫堂や高鍋小学校に学んだ川崎良哉の履歴には、「明治6年、高鍋小学校が沼津兵学校附属小学校教則を用いる際に再入学」とある(関儀久「高鍋学校の研究」『教育基礎学研究』第八号、二〇一一年、九州大学教育基礎学研究會、三〇頁)。
- (75) 前掲『宮崎県史 史料編 近・現代2』、八九二〜八九五頁。
- (76) 永井の履歴については、拙稿「沼津兵学校関係人物履歴集成」(『沼津市博物館紀要』22、一九九八年)、四五〜四六頁、「沼津兵学校関係人物履歴集成 その三」(『沼津市博物館紀要』30、二〇〇六年)、二九〜四二頁。
- (77) 前掲『都城市史 史料編 近現代1』、一一四頁、「宮崎県史 通史編 近・現代1」、二二六頁。
- (78) 山田の鹿児島藩派遣については、四年とする文献と六年七月から七年二月までとする文献がある(『略譜 第一輯之四』『同方会誌』三〇、一九〇八年、復刻版合本第五卷、一九七七年、立休社、石橋絢彦「沼津兵学校沿革(六)」「同方会誌」四三、一九一六年、復刻版合本第七卷、一九七八年)。六年派遣では静岡藩からの御貸人とはいえず不可解である。
- (79) 井原政純「鹿児島県における変則小学について」(幕末維新学校研究会編『幕末維新期における「学校」の組織化』、一九九六年、多賀出版)、四二二頁、四三三頁。
- (80) 前掲『鹿児島県史』第三卷、八二四〜八二五頁。
- (81) 栃木敏男「茨城県における学制実施過程―茨城県布達の検討を通じて―」(『茨城県立歴史館報』第二一号、一九九四年)。
- (82) 前掲「沼津兵学校関係人物履歴集成」、三三〜三三頁、茨城県立歴史館史料部編『茨城県立歴史館史料叢書2 内閣文庫蔵茨城県史料 下』(一九九九年、茨城県立歴史館)、一〇四頁。石井は、一二年(一八七九)には茨城県に舞い戻り、翌年まで茨城県師範学校、土浦予備師範分校、土浦中学校などで教鞭をとっていた。
- (83) 長谷川俊介・眞弓「原田家伝 沼津兵学校資業生原田信民」(二〇〇八年、私家版)、三九〜五二頁。同書によれば、茨城県時代の原田の履歴は、六年六月太田小学校教師、七月第三十七番中学区取締兼務、一二月茨城県補充師範学校副教員、七年五月稚少属学事掛、八年六月太田小学校教師、九年二月十四等出仕、第五課専務、一〇年一月十六等出仕・視学係、三月学務係、一年九月師範学校副校長心得、一〇月第五課九等属・学務掛、一二年八月学務課・八等属、一四年三月准判任御用係・学務といった具合であり、一貫して教育畑を歩んだことがわかる。
- (84) 『茨城県教育史』上巻(一九五七年、茨城県教育会)、一六〇頁。なお、同時期の太田小学校には、山口信(明治六年から八年)、山木利涉(七年四月から一一年)など、他にも沼津兵学校附属小学校出身の旧幕臣が教員として赴任していた(前掲「原田家伝 沼津兵学校資業生原田信民」、四二頁、「沼津兵学校の研究」、六二九頁)。
- (85) 前掲『小学校の歴史 Ⅰ』、一七九〜一八一頁、「幕末教育史の研究 三」、四三八〜四四〇頁。「名古屋県小学校規則」の全文は、愛知県史編さん委員会編『愛知県史 資料編34 近代II 教育』(二〇〇四年、愛知県、二〜四頁)に掲載。
- (86) 明治六年二月制定の「愛知県小学規則」は、文部省の「小学教則」に準拠したものであり、静岡藩の掟書の影響は全くない(前掲「愛知県史 資料編34」、七一〜八五頁、九五七頁)。
- (87) 岐阜市編『岐阜市史 史料編 近代II』(一九七七年、同市)、五八九〜五九〇頁。その後飯野は、一一年(一八七八)県御用掛となって史誌編纂に従事し、また県会創設事務に携わり、一四年(一八八二)辞職し東京へ去った(『日本現今人名辞典』、一九〇〇年、日本現今人名辞典発行所、一九八八年復刻『明治人名辞典Ⅱ』上巻、日本図書センター)。
- (88) 飯野忠一著『岐阜町史』(一八七四年、成美堂梓、国立国会図書館所蔵)、明治

七年三月跋文。

- (89) 国立国会図書館所蔵。小林は東京に去った後も、一四年(一八八一)刊の市川留吉著『改正筆算問題集解式』(岐阜にて出版)の校閲を担当している。
- (90) 前掲『小学校の歴史 Ⅲ』、一〇六八～一〇六九頁。
- (91) 静岡県立教育研究所編『静岡県教育史 通史編 上』(一九七二年、静岡県教育史刊行会)、二七二～二七三頁。
- (92) 拙稿「沼津兵学校附属小学校教授永井直方の日記」(沼津市博物館紀要) 23、一九九九年、沼津市歴史民俗資料館・沼津市明治史料館、三二～三三頁。
- (93) 前掲『沼津兵学校附属小学校』、一七～一九頁。六年(一八七三)二月、「沼津第一校教員一同」(集成舎の教員たち)は静岡県権参事長沢常山に対し、江原素六の学事尽力を褒賞するようお願いが出たが、その願書には「追々学政も御改革相成学制教則等御触渡し有之候に付てハ逸々其規則に基き便宜従事年齢を分ち等級を相立順序を逐て施教し」云々の文言があり(郵便報知新聞「明治七年一月九日」、政府の学制・教則を遵奉したことが強調されている)。
- (94) 人見寧が学区取締に任命されたのは五年一月一八日付であり(辞令・人見寧則氏所蔵)、静岡県が五年一月に最初に任命した学区取締一名とは彼のことであろう(静岡県史料刊行会編『明治初期静岡県史料』第四卷、一九七〇年、静岡県立中央図書館、一三八頁)。なお、隣の足柄県にも、官吏や教員として進出した静岡県士族が見られる。静岡学問所三等教授の前歴を持つ安間潔という人物は同県学校掛(学務掛)に就任しており、静岡藩時代の経験を何らかの形で活かしたかもしれない。
- (95) 山田万作編『岳陽名士伝』(一八九一年、一九八五年復刻、長倉書店)、一一二八頁。
- (96) 中村省三、真野肇、飯野忠一、竹村正路、西村正立、関巳吉、岡田正、倉林五郎、奈佐栄の九名。真野・岡田は集成舎教員、西村は静岡県内の小学校教員、関は足柄県の教員養成機関である葦山講習所の教員となった。飯野が岐阜県で中学校・師範学校教員をつとめたことは先述した。
- (97) 山梨県立図書館編『山梨県史』第三卷(一九六〇年、同館)、一三七～一四一頁。
- (98) 青森県編『青森県史』(八)(一九七一年、歴史図書社)、五二七～五三五頁。
- (99) 福井県教育史研究室編『福井県教育百年史 第三卷 史料編(一)』(一九七五年、福井県教育委員会)、五五～六〇頁。
- (100) 小泉雅弘「明治初年東京府の勅・奏任官官員構成」(『駒沢史学』第四三号、一九九一年)、一一七頁、一二九頁。
- (101) 前掲『小学校の歴史 Ⅲ』、四四五頁、五二七頁。

(二〇一一年三月二日受付、二〇一一年七月一五日審査終了)

(国立歴史民俗博物館研究部)